

# 第**200**回

# 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日~2022年3月31日

2022年6月23日(木曜日)

午前10時 (受付開始:午前9時)

東京都千代田区大手町二丁目6番4号 場所 常盤橋タワー

当社 18階 会議室

昨年と会場が異なりますので、お間違えのないよう お願い申しあげます。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点 から、株主総会当日のご来場はお控えいただき ますようお願い申しあげます。
- 株主総会の模様をライブ配信いたします。
- ご出席の株主様へのお土産のご用意はござい ません。



# 古河電気工業株式会社





2022年6月22日(水曜日) 午後5時まで



# 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりひとかたならぬご 支援お引き立てを賜り、心より厚く御礼を申しあげます。

さて、当社第200回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

2022年6月1日

(証券コード 5801) 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 古河電気工業株式会社 取締役社長、)、私、数・



# 第200回定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 2022年6月23日 (木曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー

当社 18階 会議室

昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申しあげます。

3. 目的事項

**報告事項 第1号** 第200期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および

監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件

第2号 第200期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

- ●新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、 書面またはインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。
- ●本定時株主総会当日はインターネットによるライブ配信を行います。また、本定時株主総会会場でお受けするご質問とは別に、事前にインターネット上でもご質問をお受けいたします。詳細は同封の「第200回定時株主総会における当社対応について」をご参照ください。
- ●株主の皆様の安全を第一に考え、本定時株主総会では、ご出席の株主様へのお土産のご用意は ございません。
- ◆本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応については、当社ホームページにも 掲載させていただいております。今後の状況変化によって、株主総会運営に変更がある場合に は、その内容を当社ホームページにて随時更新いたします。

https://www.furukawa.co.jp/ir/stock/meeting.html

# 4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。 以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 事前に議決権行使をされる方「「郵送」または「インターネット」で事前に議決権を行使いただくことができます。

郵 送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、同封の個人 情報保護シールを貼付して行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限 2022年6月22日(水曜日)午後5時(必着)

または

- インターネット
- ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使®」
  - ■議決権行使コード・パスワードを入力する方法
    - ▶詳細は、3ページ記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照くだ さい。

議決権行使期限

2022年6月22日(水曜日)午後5時

【ご注意】議決権行使書用紙およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合、インターネットに よる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回にわたり議 決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

# 株主総会当日にご出席される方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席間隔を 広く取らせていただくことから、会場の座席数に限りがござ います。来場人数の把握のため、当日ご来場予定の場合は 「ご出席はがき」を2022年6月16日(木曜日)までにご返 送ください。

紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申 しあげます。なお、ご出席される株主様は、マスクの着用、アルコー ル消毒液の利用および検温にご協力をお願いいたします。



株主総会開催日時 2022年6月23日(木曜日)午前10時

### 5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆様に提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本 等変動計算書 | および「連結注記表 | 、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書 | およ び「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条に基づき、当社ホームページ に掲載をさせていただいております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役およ び会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、 当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ https://www.furukawa.co.jp/

以上

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマート フォンやパソコン等から議決権行使ウェブサイト にアクセスいただき、画面の案内にしたがって 行使していただきますようお願いいたします。



# ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使®」

1回に限り 有効です。

ログインQRコードを読み取ることにより議決権行使コードおよびパスワードを入力 することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。 NZUIO AFREREN MC





「議案詳細 | にタッ チすると、議案 の詳細が参照可 能です。

2回目以降のログインの際は下記 「議決権行使コード・パスワードを入力する方法 | 記載のご案内にしたがっ てログインしてください。

ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

# 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

# 議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

議決権行使ウェブサイトにア クセスしてください。

次へすすむ 問じる

をクリック

- ②議決権行使書用紙に記載さ れた「議決権行使コード」 をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。







※操作画面はイメージです。

(出版の連絡版子を表示。」→1 ● 2世、選出版子の他の4年1人をは、中 ● テリント、版表である。

4 以降は画面の案内にしたがって替 否をご入力ください。

# インターネットによる議決権行使のお問い合わせ

みずほ信託銀行証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524 (9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# インターネットによるライブ配信のご案内



株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

- 本ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことができません。
- 郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。

配信日時

2022年6月23日 (木曜日) 午前10時~本総会終了まで

ご視聴 方法

何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、

当社ホームページ (https://www.furukawa.co.jp/) にてお知らせいたします。

### ライブ配信終了後のご視聴について

当社ホームページ(https://www.furukawa.co.jp/)にてオンデマンド配信を予定しております(2022年7月上旬配信開始予定)。



# 事前質問受付のご案内

第200回定時株主総会の報告事項および決議事項に関して、株主総会会場でお受けするご質問とは別に、インターネット上で株主の皆様からのご質問をお受けいたします。

株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会会場にてご説明させていただく予定です。

受付期間

2022年6月 1 日 (水曜日) ~ 2022年6月16日 (木曜日) 午後5時まで

入力方法

※ご質問いただいた内容について、回答をお約束するものではございません。ご質問の内容により回答いたしかねる場合がございますことをご了承ください。

➡詳細は同封の「第200回定時株主総会における当社対応について」をご参照ください。

# 株主総会参考書類

# 議案および参考事項

# 第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、資本効率を重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスをとることを、基本的な方針としております。

この基本方針のもと、当社グループの持続的成長を支える注力事業分野(インフラ/自動車市場)での利益拡大および新事業創出のための設備投資・研究開発に対して優先的に経営資源を振り向け、当社グループの収益力を強化するとともに、財務基盤の健全性を確保し、株主還元については経営の最重要事項の一つと位置付け、安定配当を継続しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を踏まえ、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

### (ご参考)

新たに策定した新中期経営計画の期間(2025年度を最終年度とする4か年)においては、利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、成長分野に重点的に投資するとともに、安定的かつ継続的に株主還元していくことを基本方針とし、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目途として業績に連動した配当を行います。

# (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金60円 総額4.237.027.860円

# (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日



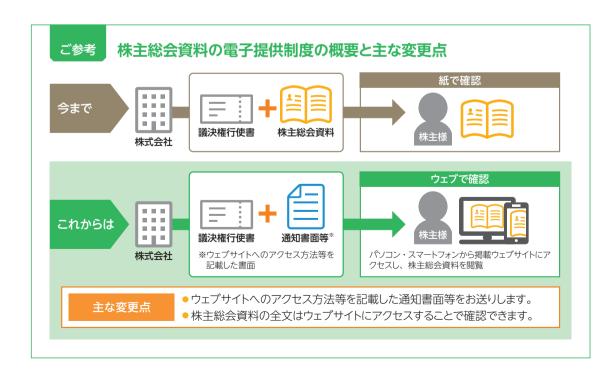
# 第2号議案 定款一部変更の件

継続できる旨を定めるものです。

# 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度(以下、「電子提供制度」という) の導入に備えるため、当社定款のうち、次に記載する項目を変更するものです。

- ① 変更案第14条第1項は、会社法第325条の2に定める株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - 電子提供制度が導入される2023年3月1日以降に開催される株主総会からは、株主様には原則としてインターネット上に掲載された株主総会資料をご覧いただくこととなり、当社から株主様へは当該情報が掲載されたウェブサイトへのアクセス方法等を記載した通知書面等をお送りすることとなります。
- ② 変更案第14条第2項は、会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものです。 電子提供制度が導入される2023年3月1日以降に開催される株主総会からは、株主総会資料は原則として電子提供となります。ただし、株主様から法令に基づく書面交付請求がなされた場合は、従来どおり書面にて提供いたしますが、その場合でも、電子提供の方法を法令の範囲内で
- ③ 変更案第14条第2項を新設することにより、「株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供」の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。



# 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

は前項の株主総会の日から3か月を経過した日の

いずれか遅い日後にこれを削除する。

現行定款	変更案
第1条	第1条
( (条文記載省略)	(現行どおり)
第13条	第13条
(株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし	
提供)	
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会	(削除)
参考書類、事業報告、計算書類および連結計	
算書類に記載または表示すべき事項に係る情報	
を、法務省令に定めるところに従いインターネッ	
トを利用する方法で開示することにより、株主に	
対して提供したものとみなすことができる。	
	(電子提供措置等)
(新設)	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会
	参考書類等の内容である情報について、電子提
	供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、前項の電子提供措置事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部につい
	て、議決権の基準日までに会社法第325条の5
	に定める書面交付請求をした株主に対して交付
	する書面に記載しないことができる。
第15条	第15条
(条文記載省略)	(現行どおり)
第36条	第36条
(新設)	附則 変更前定款第14条 (株主総会の参考書類等のイ
	ンターネット開示とみなし提供)の削除および変
	更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、 会
	社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第
	70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規
	定の施行の日である2022年9月1日 (以下  施
	行日」という。)から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以
	内の日を株主総会の日とする株主総会について
	は、変更前定款第14条はなお効力を有し、変更
	後定款第14条は適用しない。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日また

# 第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(11名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	当社における地位および担当
1	柴 田 光 義 再任	取締役会長
2	が 林 敬 一 再任	代表取締役社長
3	ながれる。   まさむ   「本本の情報」   「本本の情報」	社外取締役
4	塚本隆史 再任 社外 独立	社外取締役
5	御代川 善朗 再任 社外 独立	社外取締役
6	籔 ゆき子 再任 社外 独立	社外取締役
7	まいとう <b>済藤</b> 保 再任 社外 独立	社外取締役
8	宮本 聡 再任	取締役兼執行役員専務 戦略本部長
9	福永 彰宏 再任	取締役兼執行役員常務財務本部長
10	森平英也新任	執行役員常務 情報通信ソリューション統括部門長
11	新任 新任	執行役員常務 営業統括本部長

社外: 社外取締役候補者 独立: 独立役員候補者

各取締役候補者は、委員の過半数および委員長を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会 の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

各候補者の略歴および指名の理由等につきましては、次ページ以降をご参照ください。

# 候補者 1番号

# いば た みつよし 柴田 光義

(1953年11月5日生)

再任



# 所有する当社株式の数 普通株式 7,700株 潜在的な株式\*1

出席率 取締役会 100% (16回中16回) 指名・報酬委員会\*3 100% (8回中8回)

36.610株

### ▶略歴、当社における地位および担当

1977年 4月 当社入社

2008年 6月 当社執行役員、経営企画室長

2009年 1月 当社執行役員、金属カンパニー副カンパニー長

司 年 6月 当社執行役員常務、金属カンパニー長

2010年 6月 当社取締役兼執行役員常務、金属カンパニー長

2012年 4月 当社代表取締役社長

2013年11月 当社代表取締役社長兼グループ・グローバル経営推進本部長

2016年 4月 当社代表取締役社長

2017年 4月 当社取締役会長 (現在に至る)

### ▶重要な兼職の状況

いすゞ自動車㈱社外取締役、東武鉄道㈱社外取締役、朝日生命保険相互会社社外監査役

### ▶取締役候補者とする理由

柴田光義氏は、代表取締役社長を含め永年にわたり当社グループの経営に携わっており、企業経営に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2017年からは取締役会議長として、非業務執行の立場から社長以下の経営陣による業務執行の監督および取締役会の運営改善の取組みを推進するなど取締役会の実効性向上において中心的な役割を担っております。同氏の当社グループにおける豊富な経営経験が2030年を見据えて策定した「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向けた取締役会における戦略的議論およびコーポレートガバナンスのさらなる強化に資するものと期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

### 候補者 番 号

# こ ばやし // 木木

けいいち **石ケ**—

(1959年6月24日生)

再任



所有する当社株式の数 普通株式 8,300株 潜在的な株式\*<sup>1</sup> 34,350株

出席率 取締役会 100% (16回中16回) 指名・報酬委員会\*<sup>3</sup> 100% (8回中8回)

### ▶略歴、当社における地位および担当

1985年 4月 当社入社

2014年 4月 当社執行役員、銅条・高機能材事業部門長

2015年 4月 当社執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌

兼銅条・高機能材事業部門長

司 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌

兼銅条・高機能材事業部門長

2016年 4月 当社代表取締役兼執行役員専務、グローバルマーケティングセールス部門長

2017年 4月 当社代表取締役社長(現在に至る)

#### ▶取締役候補者とする理由

小林敬一氏は、事業運営やマーケティング・セールスに関する豊富な経験および高度な知見を有しており、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中、強い統率力により当社事業への影響を最小限に留めるための各種施策を実行するなど、代表取締役として優れたリーダーシップを発揮してまいりました。また、2021年度は、新中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦ー」を策定するとともに、新中期経営計画実行に向けた基盤づくりとして、環境変化を先取りした事業の変革、新事業立上げ・育成に加え、資本効率重視経営の強化のための各種施策を強力に推進してまいりました。同氏は、経営トップとして前中期経営計画および2021年度に実施した施策の成果を新中期経営計画に確実に繋ぐとともに、「古河電エグループ ビジョン2030」の実現に向け、企業価値のさらなる向上を図る任に当たっており、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

等

P.55

候補者

つかもと 塚本 おさむ 修

(1953年6月11日生)

再任

社 外

独立



所有する当社株式の数 普通株式 500株

出席率 取締役会 100% (16回中16回) 指名·報酬委員会\*3 100% (8回中8回)

### ▶略歴、当社における地位および担当

1977年 4月 通商産業省入省(現 経済産業省)

2003年 7月 同省大臣官房審議官(地域経済産業グループ・資源エネルギー庁担当)

2004年 同省製造産業局次長

7月 同省大臣官房技術総括審議官 2006年

2008年 7月 同省関東経済産業局長 2009年 7月 同省地域経済産業審議官

2010年 7月 同省退官

学校法人東京理科大学特命教授 年10月 同

当社非常勤顧問 同 年 同月

2013年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

2014年 3月

学校法人東京理科大学特命教授退任 一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長(現 一般財団法人石炭フロンティア機構)(現在に至る) 6月

# ▶重要な兼職の状況

一般財団法人石炭フロンティア機構理事長

### ▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

塚本修氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年にわたり 産業政策に関与してきた経験や特に環境・エネルギー分野における幅広い知見を有しております。 同氏は、当社社外取締役に就任以降、研究開発、事業戦略および製品品質などの議題を中心に 経済政策や市場動向を踏まえた積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループが新 技術の開発や新事業の育成により注力するにあたり、環境・エネルギー分野をはじめとする同氏の 産業政策に関する深い知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点から の取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選 任をお願いするものです。

# 候補者

# つかもと

たか し 降史

(1950年8月2日生)

再 仟

社 外

独立



所有する当社株式の数 普通株式 3,200株

出席率 取締役会\*2 100% (12回中12回) 指名·報酬委員会\*3、\*4 100% (7回中7回)

#### ▶略歴、当社における地位および担当

1974年 4月 (㈱第一勧業銀行入行(現(㈱みずほ銀行)

2002年 4月

(㈱みずほコーポレー・銀行執行役員人事部長 (現 ㈱みずほ銀行) (㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長 2003年 3月

2004年 4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員

2006年 3月 同行常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員

2007年 4月 同行取締役副頭取

2008年 4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員財務・主計グループ長

年 6月

2009年 4月

(株)みずほフィナンシャルグループ取締役副社長財務・主計グループ長 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役副社長財務・主計グループ長 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長兼株)みずほ銀行取締役頭取 2011年 6月

㈱みずほフィナンシャルグループ取締役会長兼㈱みずほ銀行取締役会長 2013年 7月

(株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長 みずほフィナンシャルグループ常任顧問 年11月 2014年 4月

みずほフィナンシャルグループ名誉顧問(現在に至る) 2017年 4月

当社社外監查役 同 年 6月

当社社外取締役(現在に至る) 2021年 6月

### ▶重要な兼職の状況

みずほフィナンシャルグループ名誉顧問、朝日生命保険相互会社社外取締役、 イオン㈱社外取締役、㈱インターネットイニシアティブ社外取締役

#### ▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

塚本隆史氏は、金融機関の財務担当取締役および代表取締役などを歴任し、財務・会計を含め た企業経営全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、2021年に当社 社外取締役に就任以降、事業戦略、グループ経営管理、財務政策およびインベスター・リルーションズなどの議題を中心に、グループ・グローバル経営や株主をはじめとするステークホルダーの視 点から積極的な助言・提言をされてきました。また、指名・報酬委員会や社外役員会議の長として リーダーシップを発揮するとともに、幹事社外役員として当社の経営課題に対する社外役員間での 認識共有や社外役員と経営陣・監査役(会)との連携を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されております。今後、当社グループがコーポレートガバナンス体制の強化 が早间上に入りに引っていた。 やグローバル企業経営を推進するにあたり、同氏の経験・知見に基づく企業経営や財務・会計に 関する助言・提言、ならびにリーダーシップは極めて有益であることに加え、独立した観点からの 取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任 をお願いするものです。

# 候補者 番 号 **5**

# みょかわ よしろう 御代川 善朗

(1952年12月28日生)

再任

社 外

独立



所有する当社株式の数 普通株式 2.100株

出席率 取締役会 100% (16回中16回) 指名・報酬委員会\*3 100% (8回中8回)

### ▶略歴、当社における地位および担当

1975年 4月 山之内製薬㈱入社 (現 アステラス製薬㈱)

2003年 1月 同社業務改革推進部長

2004年 9月 同社グループ戦略企画部合併準備委員会統括事務局リーダー

2005年 4月 同社統合推進部長

司 年 9月 同社執行役員、ビジネスイノベーション部長

2006年 4月 同社執行役員、経営管理本部人事部長

2008年 4月 同社執行役員、経営管理担当

同 年 6月 同社上席執行役員、経営管理担当

2011年 6月 同社副社長執行役員、経営管理担当

2013年 6月 同社代表取締役副社長、経営管理・コンプライアンス担当

2017年 6月 同社退任

2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

#### ▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

御代川善朗氏は、大手製薬会社において管理部門の要職や代表取締役副社長等を歴任し、企業経営、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、コーポレートガバナンス、事業戦略および人材育成などに関する議題を中心に当社グループ全体のガバナンス向上に向けた積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループのグループガバナンス体制をより一層充実させるための取組みを推進するにあたり、同氏の経験・知見に基づく企業経営やコンプライアンスに関する助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

# 候補者 番 号

# やぶ

# ゆき子

(1958年6月23日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数 普通株式 1.100株

出席率 取締役会 100% (16回中16回) 指名・報酬委員会\*3 100% (8回中8回)

### ▶略歴、当社における地位および担当

1981年 4月 松下電器産業㈱入社(現 パナソニックホールディングス㈱)

2006年 1月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所長

2011年 1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部グローバルコンシューマーリサーチセンター所長・理事

2012年 4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門直轄コンシューマーリサーチセンター所長・理事

2013年 4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンターコンシューマーリサーチ担当理事兼グループマネージャー

2014年 3月 同社退社

同 年 6月 ㈱ダスキン社外取締役

2015年 6月 宝ホールディングス(株)社外取締役

2016年 6月 大和ハウス工業㈱社外取締役 (現在に至る)

2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

2021年 6月 イビデン(株)社外取締役(監査等委員)(現在に至る)

### ▶ **重要な兼職の状況** 大和ハウス工業㈱社外取締役、イビデン㈱社外取締役(監査等委員)

### ▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

籔ゆき子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、複数の上場企業で社外役員としての経験を有していることに加え、大手電機メーカーで培った顧客視点からのマーケティングや製品開発に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループがグローバルでの販売拡大を加速するにあたり、同氏のマーケティングや製品開発等の経験・知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

# 

さいとう

保

(1952年7月13日生)

再任

社 外

独立



所有する当社株式の数 普通株式 200株

出席率 取締役会\*<sup>2</sup> 100% (12回中12回)

指名·報酬委員会\*3、\*4

100% (7回中7回)

### ▶略歴、当社における地位および担当

1975年 4月 石川島播磨重工業㈱入社(現 ㈱IHI)

2006年 6月 同社執行役員、航空宇宙事業本部副本部長

2008年 1月 同社執行役員、航空宇宙事業本部長

同 年 4月 同社取締役 執行役員、航空宇宙事業本部長 2009年 4月 同社取締役 常務執行役員、航空宇宙事業本部長

2011年 4月 同社代表取締役副社長

2012年 4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者 2016年 4月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者

2017年 4月 同社代表取締役会長

2020年 4月 同社取締役

同 年 6月 同社相談役(現在に至る) 2021年 6月 当社社外取締役(現在に至る)

### ▶重要な兼職の状況

(株)HI相談役、㈱かんぽ生命保険社外取締役、沖電気工業㈱社外取締役

### ▶社外取締役候補者とする理由および期待される役割

斎藤保氏は、日本を代表する重工業メーカーの代表取締役社長および同会長を歴任し、グローバル企業経営およびモノづくり全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、事業戦略、モノづくりおよび財務・会計などに関する議題を中心にグループ・グローバル経営の視点から積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループがメーカーとしてさらなる事業展開を目指すにあたり、同氏の企業経営やモノづくりに関する経験・知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

# 候補者 8番号

# みやもと



(1962年2月20日生)

再 任



所有する当社株式の数 普通株式 2,300株

潜在的な株式\*1 5,300株

出席率 取締役会 100% (16回中16回)

#### ▶略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 通商産業省入省(現 経済産業省)

1999年 7月 同省大臣官房政策評価広報課情報公開推進室長

2001年 6月 特殊法人日本貿易振興会(現 独立行政法人日本貿易振興機構)ニューヨーク事務所次長

2004年 6月 経済産業省商務情報政策局商務課長 2006年 4月 キヤノン㈱(官民人事交流法派遣)

2010年 6月 経済産業省中小企業庁長官官房参事官

2011年 4月 同省大臣官房政策評価審議官

2012年 2月 同省大臣官房審議官(製造産業局担当)

2013年 6月 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長

2015年10月 経済産業省中小企業庁次長

2016年 6月 同省中小企業庁長官

2017年 7月 同省退官

同 年11月 当社顧問

2018年 4月 当社執行役員、総務·CSR本部長

2019年 4月 当社執行役員常務、総務・CSR本部長

同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、総務・CSR本部長

2021年 4月 当社取締役兼執行役員常務、ビジネス基盤変革本部長

2022年 4月 当社取締役兼執行役員専務、戦略本部長(現在に至る)

#### ▶取締役候補者とする理由

宮本聡氏は、経済産業省在任時に大臣官房審議官(製造産業局担当)や中小企業庁長官等を歴任し、産業政策に関する豊富な経験および高度な知見ならびに幅広い人脈を有しております。2018年以降は、法務・コンプライアンス、人事、サステナビリティ、グループ経営戦略に関する部門の長を歴任し、各種施策を推進してまいりました。「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、ESG経営やサステナビリティに関する同氏の視点が新中期経営計画に掲げる「ESG経営の基盤強化」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に資するものと期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

# 候補者 号

#### 

(1964年1月29日生)

再任



所有する当社株式の数 普通株式 4,000株 潜在的な株式\*<sup>1</sup> 4.040株

出席率 取締役会 100% (16回中16回)

#### ▶略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 当社入社

2005年11月 OFS Fitel, LLC Senior Vice President 兼 Chief Financial Officer

2009年 8月 当社経理部会計第二課長

2011年 8月 当社経理部会計第一課長

2013年 6月 当社財務・調達本部経理部経理統括課長

同 年11月 当社グループ・グローバル経営推進本部グループ・グローバル経営推進室長

2016年 4月 当社財務・調達本部経理部長

2018年 4月 当社執行役員、グローバルマネジメント推進本部長

2019年 4月 当社執行役員、財務・グローバルマネジメント本部長

同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務・グローバルマネジメント本部長

2021年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務・グローバルマネジメント本部長

2022年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務本部長(現在に至る)

#### ▶取締役候補者とする理由

福永彰宏氏は、米国子会社のCFOや当社経理部門の長を歴任し、グローバルマネジメントを推進する責任者として国内外関係会社の経営管理を指導・改善するなど、財務・会計およびグループマネジメントに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2019年からは、財務・グローバルマネジメント本部長および財務本部長を歴任し、当社グループのさらなる財務体質の強化やグループ・グローバル経営を推進してまいりました。「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、国内外の財務・会計に精通する同氏の視点が新中期経営計画に掲げる「資本効率重視による既存事業の収益最大化」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に資するものと期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

# 候補者 1 0

# もりだいら

# 英也

(1965年7月13日生)

新任



所有する当社株式の数 普通株式 1,500株 潜在的な株式\*1 960株

出席率 取締役会

### ▶略歴、当社における地位および担当

1990年 4月 当社入社

2011年 3月 当社知的財産部戦略企画グループマネージャー

2013年 4月 当社戦略本部経営企画室主査

2014年 4月 当社戦略本部経営企画室長

2016年 4月 当社情報通信ソリューション統括部門企画統括部長

2017年 4月 当社情報通信ソリューション統括部門副統括部門長兼同統括部門企画統括部長

2020年 2月 当社情報通信ソリューション統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長

同 年 4月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長

2021年 4月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門長兼同統括部門ファイバ・ケーブ ル事業部門長

司 年 5月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門長

2022年 4月 当社執行役員常務、情報通信ソリューション統括部門長(現在に至る)

### ▶取締役候補者とする理由

森平英也氏は、生産技術や知的財産部門を経験し、経営企画室長として前中期経営計画立案を主導したほか、2016年以降は、当社がグローバルに事業展開している情報通信ソリューション部門において、事業部門長や統括部門長として情報通信事業全般の変革を推進するなど、事業運営に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社が「古河電エグループビジョン2030」において社会課題の解決を目指す領域の一つとして掲げる「情報」領域において、情報通信ソリューション統括部門長として、今後も当該事業の拡大・発展を促進する任に当たることに加え、同氏が事業運営の責任者として取締役会に参加することで、事業戦略などの議論活性化に資するものと期待できることから、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

P.55

# 候補者 【 】 【 番 号

# ますたに よしま 枡谷 義雄

(1965年9月29日生)

新任



所有する当社株式の数 普通株式 2,000株 潜在的な株式\*<sup>1</sup> 960株

出席率 取締役会

#### ▶略歴、当社における地位および担当

1989年 4月 大倉商事㈱入社

1993年 7月 Okura & Co. UK Ltd. (英国大倉商事)

1998年10月 当社入社

2011年 4月 当社情報通信カンパニー海外営業部長

2013年 4月 当社セールス・マーケティング部門環境・インフラ営業統括部海外営業部長

2015年 4月 当社グローバル事業推進部門海外営業部長兼セールス・マーケティング部門環境・インフラ営業統括部海外営業部長

同 年 7月 当社銅箔事業部門副事業部門長兼同事業部門営業統括部長

2017年 4月 当社グローバルマーケティングセールス部門企画統括部長

2018年 4月 当社グローバルマーケティングセールス部門グループマーケティング統括部長

2020年 4月 当社執行役員、営業統括本部新事業創出統括部長

2021年 4月 当社執行役員、コーポレート統括本部副本部長兼同本部ソーシャルデザイン統括部長

兼同本部OneF モビリティ事業推進チーム長

2022年 4月 当社執行役員常務、営業統括本部長(現在に至る)

### ▶取締役候補者とする理由

州谷義雄氏は、当社グループが重点分野として取り組むインフラ分野を中心として、永年にわたり製品の販売や事業企画等に携わるとともに、2020年からは新事業創出を統括する部門の責任者として、拡販活動のみならず、顧客提案力強化や新ビジネスモデル構築等の活動を展開するなど、営業・マーケティングに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、2022年4月から営業統括本部の責任者に就任し、当社グループのグローバル市場におけるビジネス展開の促進を主導する任に当たっており、「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、同氏の営業・マーケティングに関する経験・知見が新中期経営計画に掲げる「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に資するものと期待できることから、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

- (\*1)潜在的な株式には、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済みのポイントに応じた株式数を記載しております。
- (\*2) 2021年度は取締役会を16回開催いたしました。なお、塚本隆史氏および斎藤保氏は2021年6月24日開催の第199回定時株主総会において新たに社外取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役と異なります。
- (\*3) 当社は、取締役の選解任や評価、経営陣の報酬に関する審議等を行う任意の委員会として、委員の過半数および委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。
- (\*4) 2021年度は指名・報酬委員会を8回開催いたしました。なお、塚本隆史氏および斎藤保氏は2021年6月24日開催の第199 回定時株主総会において新たに社外取締役に選任され、その後の取締役会において指名・報酬委員会の委員に新たに選任され たため、出席対象となる指名・報酬委員会の回数が他の取締役と異なります。

#### (注) 取締役候補者に関する事項

- 1. 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、塚本修氏が9年、塚本降史氏が1年、御代川善朗氏が3年、籔ゆき子氏が3年、斎藤保氏が1年となります。
- 2. 社外取締役候補者またはその出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。
- ① 塚本修氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間で2010年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けておりました。また、同氏が2013年6月に社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っており、同氏が当社取締役に再任された後も、これを継続する予定です。これまで同氏に支払った対価および本年度に支払う予定の対価は年額5百万円未満であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。その他、同氏が理事長を務める一般財団法人石炭フロンティア機構に当社は賛助会員として加盟し、年会費等を支払っており、同氏の所属する法人に支払った年会費および所属する法人に支払う予定の年会費の額は年額約1百万円であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。
- ② 塚本隆史氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2013年6月まで取締役頭取を務めていた㈱みずぼ銀行は当社発行済株式の3.42%(退職給付信託として設定した株式を含む)を有しているほか、2021年度末時点で当社グループは同社から年額68,549百万円の借入を行っております。同氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者である㈱みずぼ銀行の業務執行者または役員であったことがあります。
- ③ 御代川善朗氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ④ 籔ゆき子氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2014年3月まで勤務していたパナソニック㈱と当社には、当社が同社に対して金属製品を販売する取引等があります。2021年度の取引総額は年額約1,580百万円と極めて少額です。
- ⑤ 斎藤保氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は、2022年6月28日開催予定の鹿島建設㈱の定時株主総会において社外取締役候補者になっております。
- 3. 再任の社外取締役候補者につき、当社社外取締役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。
- 4. 社外取締役候補者につき、過去5年間における他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

籔ゆき子氏は2016年6月より大和ハウス工業㈱の社外取締役を務めておりますが、同社は、同社の中国関連会社において、会社資金約14億1,500万人民元 (約234億円)が不正に引き出されたことを2019年3月に公表しております。また、同社は、内部通報に基づく社内調査の結果、同社が建設した戸建住宅・賃貸共同住宅の一部の建物において、建築基準に関する不適合等が判明し、2019年4月に国土交通省へ報告しております。さらに、同社は、内部通報に基づく社内調査の結果、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、および実務経験の不備があった社員の一部が現場の技術者として配置されていたことが判明し、2019年12月に国土交通省へ報告しております。これに対し、同社は2021年11月に国土交通省より建設業法に基づく指示処分および営業停止処分を受けております。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃より、同社の取締役会、合同役員会およびコーポレートガバナンス委員会等において、豊富な経験と高い知見に基づき、法令遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。また、当該事実が判明した後においては、事実関係の調査、原因分析、再発防止策の検討等に積極的に関与するとともに、法令遵守のための体制強化・徹底に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしておりました。

斎藤保氏は2008年4月より2020年6月まで㈱IHIの取締役を務めておりましたが、その在任中に同社の民間航空機エンジン整備事業において不適切な検査が行われていたことが判明しております。これに対し、同社は2019年3月に経済産業省より航空機製造事業法に基づいて認可を受けた修理方法にて修理するよう命令を受け、同年4月に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けております。

また、斎藤保氏が2017年6月から現在まで社外取締役に就任している㈱かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令順守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果た

しております。

#### 5. 責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、塚本修氏、塚本隆史氏、御代川善朗氏、籔ゆき子氏および斎藤保氏は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外取締役候補者が再任され就任した場合、当該契約の効力は継続いたします。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

#### 6. 役員等賠償責任保険契約の締結内容の概要等

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等(1994年3月31日以降に退任した者を含む)ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。取締役候補者のうち再任予定の候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、再任され就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、新任の候補者については、就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為(不作為を含む)に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について塡補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事中があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の保険期間は1年間であり、2022年12月に契約更新を予定しております。

#### | 監査役3名選仟の件 第4号議案

監査役天野望氏、柏木降宏氏および酒井邦彦氏は本総会終結の時をもって任期満了となりま すので、監査体制の維持・強化のため、新たに監査役3名の選任をお願いするものです。 監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者 番

あまの

のぞむ

(1956年7月15日生)

再任



# ▶略歴、当社における地位および担当

1980年 4月 当計入計

2004年 6月 当社法務部長 2008年 6月 当社人事総務部長

2009年 3月 当社人事総務部長兼経営研究所長

2010年 6月 当社取締役兼執行役員、CSO

2012年 4月 当社取締役兼執行役員、CSRO

2013年 4月 当社取締役兼執行役員、総務·CSR本部長

2014年 4月 当社取締役兼執行役員常務、総務·CSR本部長

2018年 4月 当社取締役

年 6月 当社監査役(常勤)(現在に至る)

### 所有する当社株式の数 普通株式 6.200株

出席率 取締役会 100% (16回中16回) 監査役会 100% (8回中8回)

### ト監査役候補者とする理由

天野望氏は、当社において法務部門の責任者や総務・CSR本部長を歴任し、コーポレートガバナ ンスの強化を推進してきたほか、国内外の競争法遵守をはじめとするコンプライアンス体制の充実を 図るなど、当社のコーポレートガバナンスおよびコンプライアンスに関する高度な知見を有するとと もに、会計業務等に従事した経験から、財務および会計に関する知見を有しております。加えて、 2018年からは常勤監査役として内部統制システムの整備・運用状況を監視するとともに、取締役 会その他の重要な会議に出席し、適法性監査・妥当性監査の観点から積極的に発言するなど、取 締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。今後もこれらの経験・知見に基づき、 当社グループの経営の適法性や適切なリスクマネジメントに関する監査を行うことで、当社の監査体 制強化に資するものと期待できることから、引き続き監査役としての選任をお願いするものです。

候補者

# てらうち

(1961年10月28日生)

新任



#### ▶略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 当社入社

2006年 10月 当社情報通信カンパニーファイテル製品部半導体デバイス部生産管理グループマネージャー

2009年 5月 当社資材部主査

年 6月 当社資材部長

2013年 4月 当社導電材事業部門企画ユニット主査

同 年 6月 PT Tembaga Mulia Semanan Tbk 社長

2017年 4月 当社執行役員、PT Tembaga Mulia Semanan Tbk 社長

同 年 6月 当社執行役員、電装エレクトロニクス材料統括部門導電材事業部門長

2018年 4月 当社執行役員、電装エレクトロニクス統括部門導電材事業部門長

2020年 4月 当社執行役員、電装エレクトロニクス材料統括部門長

2022年 4月 当社電装エレクトロニクス材料統括部門アドバイザー(現在に至る)

### 所有する当社株式の数 普通株式

2,700株 潜在的な株式\* 2.420株

> 出席率 取締役会

監査役会

### ▶監査役候補者とする理由

寺内雅生氏は、当社において生産管理・事業企画や調達部門における業務に従事するとともに、 アジア圏の上場子会社社長や電装エレクトロニクス材料統括部門長としての経験を通じて、海外に おける事業運営やエネルギー分野に関する経験および知見を有しております。これまでの同氏の経 験・知見が、多様な製品群を背景にグローバルに事業を展開する当社の監査体制強化に資するも のと期待できることから、新たに監査役としての選任をお願いするものです。

# 候補者

#### くにひこ 酒井 邦彦

(1954年3月4日生)

再任

社 外

独立



所有する当社株式の数 普通株式 1,300株

出席率 取締役会 100% (16回中16回) 監査役会 100% (8回中8回)

#### ▶略歴および当社における地位

1979年 4月 東京地方検察庁検事 1998年 7月 法務大臣官房参事官

2000年 4月 東京高等検察庁検事兼東京地検副部長 2002年 4月 国際連合アジア極東犯罪防止研修所長

2005年 7月 東京高等検察庁公判部長

2006年 7月 最高検察庁検事

2007年 6月 奈良地方検察庁検事正 2008年 7月 最高検察庁総務部長 2010年 6月 裁判員公判部長

年10月 名古屋地方検察庁検事正

2012年 6月 法務総合研究所長 2014年 7月 高松高等検察庁検事長 2016年 9月 広島高等検察庁検事長

2017年 3月 同退官

年 4月 TMI総合法律事務所顧問弁護士(現在に至る)

2018年 6月 当社社外監査役(現在に至る)

2019年 6月 本田技研工業㈱社外取締役(監査等委員)

2021年 6月 同社社外取締役 (現在に至る)

### ▶重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所顧問弁護士、本田技研工業㈱社外取締役

#### ▶社外監査役候補者とする理由

酒井邦彦氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、海外を含めた法曹としての永年 の経験により、コーポレートガバナンス、法務リスク管理およびコンプライアンスなどの分野に関す る豊富な経験および高度な知見を有しております。加えて、当社社外監査役としての経験により、 当社グループのコンプライアンス体制構築の経緯や事業運営に関する現状を熟知しており、リスク マネジメントを含む内部統制体制の維持・改善や経営の健全性を維持するための適切な指摘および 意見により、当社の監査体制強化に資するものと期待できることから、引き続き社外監査役として の選任をお願いするものです。

#### (注) 監査役候補者に関する事項

- ① 再任の社外監査役候補者である酒井邦彦氏の当社社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、4年
- ② 酒井邦彦氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当 社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、 引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏は、当社の特定関係事業者である本田技研工業㈱の社外取 締役です。
- ③ 社外監査役候補者につき、過去5年間における他社の役員在任中に不正な業務執行が行われた事実等はありません。
- (4) 責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任 限定契約を締結することができる旨定款に定めております。酒井邦彦氏は社外監査役として当社との間で当該責任 限定契約を締結しており、社外監査役に再任され就任した場合、当該契約の効力は継続いたします。なお、当該契 約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の締結内容の概要等

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行 役員等(1994年3月31日以降に退任した者を含む)ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任 保険(D&O保険)契約を締結しております。監査役候補者のうち再任予定の候補者については、既に当該保険契約 の被保険者となっており、再任され就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、新任の候 補者については、就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為(不作為を含む)に起因する法律上の 損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等に ついて塡補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因 する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の保険期間は1年間であり、2022年12月に契約更新を予定しております。

18

P.59

# 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月24日開催の第199回定時株主総会における補欠監査役の選任に関する決議の有効期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものです。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

である。 はん じ **真安 健司** (1942年4月16日生) 社外 独立

### 所有する当社株式の数 普通株式 2.000株

#### ▶略歴および当社における地位

1967年 4月 検事任官

1993年 4月 最高検察庁検事

同 年12月 大津地方検察庁検事正

1996年 1月 法務省官房長

1997年12月 最高検察庁総務部長

1999年 4月 最高検察庁刑事部長

同 年12月 法務総合研究所長

2001年 5月 札幌高等検察庁検事長

2002年 6月 名古屋高等検察庁検事長

2003年 2月 大阪高等検察庁検事長

2004年 6月 同退官

同 年 7月 東京永和法律事務所入所

2008年 7月 TMI総合法律事務所顧問弁護士 (現在に至る)

2010年 6月 当社社外監査役

2018年 6月 当社社外監查役退任

#### ▶重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所顧問弁護士

- (注) 1. 頃安健司氏は、補欠の社外監査役候補者です。
  - 2. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

頃安健司氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、永年の法曹としての経験に加え、社外役員としての経験により企業法務に精通し、企業経営に関する十分な知見および高度な見識を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものです。

3. 補欠の社外監査役候補者の出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。

頃安健司氏は、2010年6月から2018年6月まで当社の社外監査役を務めておりました。

なお同氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定です。

4. 責任限定契約の締結予定について

当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

5. 役員等賠償責任保険契約の締結予定について

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等(1994年3月31日以降に退任した者を含む)ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為(不作為を含む)に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について塡補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の保険期間は1年間であり、2022年12月に契約更新を予定しております。

# 役員候補者の指名に関する方針

当社では、役員候補者について、能力、知識、経験等に加え、ジェンダー・国際性面の多様性から生まれる多角的な視点が当社グループのグローバルでの事業推進、適切な監督・監査に資するという認識に立ち、次の観点からその選定を行っております。

- ●社外役員候補者:様々な視点・角度からの取締役会議論への参加を期待し、企業経営や行政の経験者、技術に精通したエンジニア、法律や会計等の専門家など、知見や経歴を異にする人材をバランスよく選定すること
- ●社内役員候補者:国内外に多くの関係会社を擁し、事業分野も非常に幅広く多岐に亘る当社グループの特徴を踏まえ、当社グループの企業価値の向上に資するために、その時々においてそれぞれの役職に必要とされる能力、知識、経験等を有していると認められる人材を選定すること

# 当社が定める社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役(候補者を含む)は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ①当社を主要な取引先とする者(当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先(当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者
- ③当社の主要な借入先(その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先)である金融機関の業務執行者
- ④当社から役員報酬以外に、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- ⑤上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
- ⑥上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
- ⑦その他株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触する者
- ※①乃至②に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を 勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

以上

# ご参考 取締役・監査役(予定)のスキルマトリクス

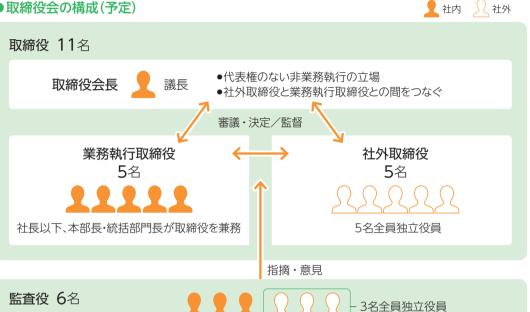
当社では、取締役会に期待される役割・責務(①経営理念を確立し、戦略的方向付けを行う、②経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う、③独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行う)を踏まえ、2025年度を最終年度とする新中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」や「古河電エグループ ビジョン2030」の実現に向けて、当社が取締役および監査役に期待する経験・知見の重要分野として、「企業経営」、「財務・会計」、「法務・コンプライアンス」、「環境・エネルギー」、「技術・IT」、「営業・マーケティング」、「国際的経験・知見」の7分野を特定しております。なお、これらの重要分野につきましては、外部環境・当社事業環境等の変化に合わせ、適宜見直しを図ってまいります。

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役のスキルマトリクスは以下のとおりであり、各分野において豊富な経験・高度な知見を有する取締役および監査役をバランスよく選定しております。

	氏	名	独立 役員	企業経営	学 財務·会計	▲	環境・ エネルギー	技術•IT	営業・マーケ ティング	国際的 経験·知見
	柴田	光義		0				0		
	小林	敬一		0				0	0	
	塚本	修	*				0	0		
	塚本	隆史	*	0	0					0
Ho	御代川	善朗	*	0		0				
取締役	籔	ゆき子	*					0	0	
IX.	斎藤	保	*	0				0		
	宮本	聡				0				0
	福永	彰宏			0					0
	森平	英也						0		0
	枡谷	義雄							0	0
	天野	望			0	0				
	溝田	義昭						0		0
監	寺内	雅生		0						0
監査役	酒井	邦彦	*			0				0
	住田	清芽	*		0					0
	塩見	崇夫	*	0	0					0

<sup>(</sup>注) 上記表では、各人の保有するすべての経験・知見ではなく、特に期待される項目に限定して記載しております。

# ●取締役会の構成(予定)



### スキル項目の詳細

# 企業経営

企業において代表取締役または代表取締役に準 ずる幅広い管掌範囲を持つ役員経験を有してい ること。



### 財務·会計

財務・会計に関する経験・知見を有していること。 財務・会計部門の責任者としての実績を有してい ること。

# 法務・コンプライアンス

法務・コンプライアンス体制構築等の経験・知見 を有していること。法務・コンプライアンス部門の 責任者としての実績を有していること。



### 環境・エネルギー

環境・エネルギー分野の幅広い経験・知見・ネット ワークを有していること。



# 技術·IT

研究・開発・IT・DX等の経験・知見を有しているこ と。技術・IT部門の責任者としての実績を有して いること。

# 営業・マーケティング

営業・マーケティングの経験・知見を有しているこ と。営業・マーケティング部門の責任者としての実 績を有していること。



### 国際的経験・知見

国外企業における経営経験、または国際取引 や専門分野における国際的知見を有している こと。

# 1. 当社グループの現況に関する事項

# (1) 当期における当社グループの事業の経過および成果の概況

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)の世界的流行に対し各国で感染症対策やワクチン接種が進んだこと等により社会経済活動の制限が段階的に緩和され、景気は回復基調で推移しました。一方、昨年末以降、新たな変異株などによる新型コロナの感染再拡大により、景気回復のペースは鈍化しました。また、本年2月以降、ロシア・ウクライナ情勢による原油や天然ガス、各種原材料の供給不安および価格高騰等の影響、さらには各国の対ロシア経済制裁とロシアによる対抗策の実施による影響が懸念されております。

米国では、経済対策や雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の増加や設備投資の回復により、景気は底堅く推移しました。欧州では、冬場の新型コロナ感染再拡大の影響があったものの、個人消費の回復が下支えし、景気は回復傾向で推移しました。中国では、新型コロナに対する局所的な封じ込め政策が個人消費を抑制し、さらに政府の投資抑制策によるインフラ投資や不動産開発投資の減少により、景気回復のペースは緩やかなものとなりました。

わが国の経済は、上期は緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が実施され、雇用環境や個人消費の回復は緩やかなものとなるなど、景気は概ね横ばいで推移しました。下期に入ってからは社会経済活動の制限緩和を背景に設備投資や個人消費に回復傾向が見られたものの、昨年から続く半導体等の供給制約の影響や、本年1月以降の新たな変異株などによる新型コロナの感染再拡大もあり、景気の本格的な回復には至りませんでした。

このような環境の下、当社グループでは、引き続き注力事業である情報通信、エネルギーや自動車分野の強化に関する各施策に取り組んでまいりました。特に原材料価格および輸送費の高騰に対処するため、情報通信分野では北米における生産性改善やコスト低減等、エネルギー分野では利益確保を重視した受注活動の推進等、また自動車分野では新型コロナによる工場の稼働率低下への対策等に取り組んでまいりました。

また、「古河電工グループ ビジョン2030」(以下、「ビジョン2030」という)の達成に向け、ESG経営\*を推進するとともに、新たな中期経営計画の実行に向けた基盤づくりとして、環境変化を先取りした事業の変革、新事業の立上げ・育成、および資本効率を重視した経営の強化に取り組んでまいりました。

ESG経営推進の施策としては、2050年に事業活動における温室効果ガス排出量をゼロとするチャレンジ目標を掲げた「古河電工グループ 環境ビジョン2050」の達成に向け、温室効果ガス排出量のより高い削減目標や水使用量の削減等の新たな目標を設定する「古河電工グループ 環境目標2030」の改定、人材・組織実行力の強化に向け、成果の上がるチーム作りへの取組みや変革の推進・持続に必要なスキル習得のための従業員教育等を実施し、組織風土改革を推進してまいりました。また、サプライチェーン全体での人権に関する対応を含むCSR活動を推進するため、国内外グループ会社および当社の主要調達先に対する「古河電工グループCSR調達ガイドライン」に基づく対応等を進めてまいりました。環境変化を先取りした事業の変革では、事業ポートフォリオ見直しの仕組みの構築を図ってまいりました。また、グループ全体での新事業創出に取り組むとともに、資本効率を重視した経営の強化を図るため、資本コストをより意識した目標管理への移行を推進してまいりました。

\*ESG経営…Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス) に配慮した経営手法

当期の業績につきましては、情報通信ソリューション事業において北米での光ファイバケーブルの販売の増加等により前期の落ち込みから回復したこと、また、電装エレクトロニクス材料事業において車載およびエレクトロニクス関連製品の堅調な需要を着実に取り込んだほか、銅地金価格高騰の影響もあり、グループ全体の売上は増加しました。損益面では、生産性の向上や戦略製品の拡販をはじめとする品種構成の改善等を推進してまいりましたが、原材料価格や輸送費の高騰等もあり、前期比では改善したものの、限定的にとどまりました。

その結果、連結売上高は9,305億円(前期比14.6%増)、連結営業利益は114億円(前期比35.6%増)、連結経常利益は197億円(前期比279.0%増)となりました。固定資産売却益など96億円を特別利益に、減損損失など88億円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は101億円(前期比0.9%増)となりました。なお、海外売上高は4,690億円(前期比24.6%増)で、海外売上高比率は50.4%(前期比4.0ポイント増)となりました。

単独の業績につきましては、売上高は2,924億円(前期比25.5%減)、営業利益は5億円(前期 比74億円改善)、経常利益は65億円(前期比15.6%増)、当期純損失は5億円(前期比249億円 悪化)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等の適用により、 連結売上高は525億円、連結営業利益および連結経常利益はそれぞれ4億円減少しております。ま た、売上高は1,686億円、営業利益および経常利益はそれぞれ1億円減少しております。

ロシア・ウクライナ情勢や各国による制裁等による業績への影響は、当期においては限定的でし たが、引き続き注視してまいります。

### 2021年度業績



930,496<sub>百万円</sub> (前期比 14.6%增)

# 連結営業利益

11,428<sub>百万円</sub>



(前期比 35.6%增)

# 連結経常利益

19,666 алн (前期比 279.0%增)

親会社株主に帰属する当期純利益

10,093<sub>百万円</sub> (前期比 0.9%增)



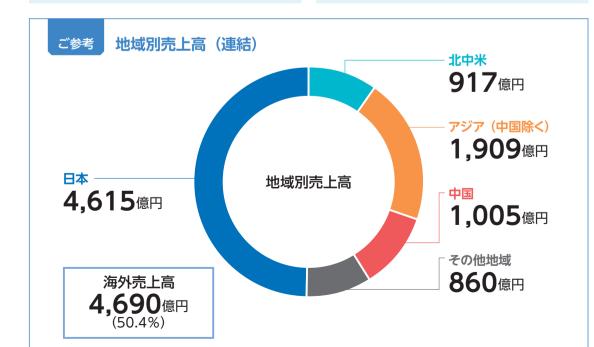
# 海外売上高

469,046 алн (前期比 24.6%增)



# 海外売上高比率

**50.4**% (前期比 4.0ポイント増)



# (2)財産および損益の状況

# 11 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分		第197期 2018年度	第198期 2019年度	第199期 2020年度	第200期(当期) 2021年度
売上高	(百万円)	991,590	914,439	811,600	930,496
営業利益	(百万円)	40,842	23,565	8,429	11,428
経常利益	(百万円)	39,078	22,771	5,189	19,666
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	29,108	17,639	10,001	10,093
1株当たり当期純利益	(円)	412.98	250.25	141.88	143.40
総資産	(百万円)	818,021	794,616	832,044	935,876
純資産	(百万円)	279,911	273,030	291,617	314,062

# 2 単独の財産および損益の状況の推移

区 分		第197期 2018年度	第198期 2019年度	第199期 2020年度	第200期(当期) 2021年度
売上高	(百万円)	473,626	440,675	392,616	292,424
営業利益または営業損失(△)	(百万円)	5,147	531	△6,919	501
経常利益	(百万円)	22,619	11,991	5,591	6,461
当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	21,510	18,177	24,333	△525
1株当たり当期純利益または1株 当たり当期純損失(△)	(円)	305.11	257.82	345.10	△7.47
総資産	(百万円)	469,013	473,935	570,121	608,376
純資産	(百万円)	164,075	167,901	190,070	183,515

<sup>(</sup>注) 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当期に係る当社グループおよび単独の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

# (3) 当期における当社グループの事業の経過および成果の概況(セグメント別) 部門別連結売上高および連結営業利益

(単位:百万円)

セグメント名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益または 連結営業損失(△)	前期比増減額
インフラ	296,950	37,764	5,184	7,313
電装エレクトロニクス	500,713	67,673	123	△5,734
機能製品	129,998	15,318	7,583	1,285
サービス・開発等	34,479	△4,233	△1,368	338
消去または全社	△31,645	2,373	△94	△204
合 計	930,496	118,895	11,428	2,998



# インフラ

連結売上高

2,970<sub>億円</sub>

前期比 14.6%增 連結営業利益

う**人**億円 前期比 73億円改善



# 主要な事業内容

情報通信ソリューション事業(情報通信ネットワーク構成品の製造・販売および同ネットワークの設計・施工等)、エネルギーインフラ事業(電力ケーブル等の製造・販売および布設)

### 主要な製品

光ファイバ、光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、光関連部品、光 半導体デバイス、光ファイバ融着接続機、産業用レーザ、ネットワーク機 器、CATVシステム、無線製品、電力ケーブル、電力部品、産業用電線、 電気絶縁テープ、電材製品



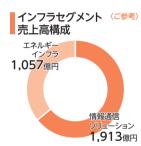


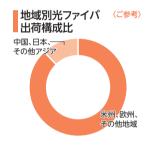












情報通信ソリューション事業では、北米子会社において光ファイバケーブルの工場生産性改善や特殊ファイバを含む高付加価値製品の拡販等に取り組み、南米においてはFTTHやLANソリューション市場向け製品の売上が増加したほか、国内のネットワーク関連製品が堅調に推移しました。また、デジタルコヒーレント関連製品の需要が回復したこともあり、事業全体として増収増益となりましたが、生産性の改善の遅れや原材料価格および輸送費の高騰もあり、前期において新型コロナの影響により落ち込んだ収益を回復するには至りませんでした。

エネルギーインフラ事業では、電力事業で再生可能エネルギー向けを含む国内地中線事業が順調に推移 したほか、産業電線・機器事業においても、前期における新型コロナ等の影響から回復し、増収増益とな りました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は2,970億円(前期比14.6%増)、連結営業利益は52億円(前期比73億円改善)となりました。また、単独売上高は848億円(前期比3.9%減)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、連結売上高は72億円減少しております。

情報通信ソリューション事業では、北米光ファイバケーブル市場における堅調な需要を着実に取り込むべく既存設備の生産性の改善を引き続き実行するとともに、受注が増加しているローラブルリボンケーブルのさらなる拡販に取り組んでまいります。また、需要に応じた適切な人員配置および品質の改善やコストダウン等に努め、利益拡大を推進してまいります。エネルギーインフラ事業では、利益確保を重視した受注活動の推進や人材確保を含めた製造・工事施工能力の向上等に取り組み、今後需要の拡大が見込まれる国内の再生可能エネルギー分野や超高圧地中線案件およびアジアの海底線案件の着実な受注を目指してまいります。



# 電装エレクトロニクス

連結売上高 **5.007**億

フ<sub>億円</sub> 1

前期比 15.6%增 💘

前期比 97.9%減

億円

連結営業利益



# 7177-2



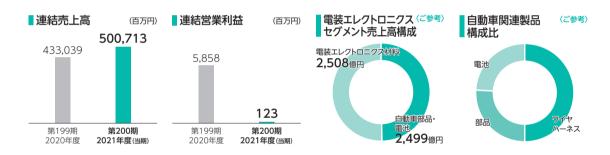


### 主要な事業内容

各種自動車部品および電子機器材料用銅製品の製造・販売

### 主要な製品

自動車部品(ワイヤハーネス、ステアリング・ロール・コネクタ、バッテリ 状態検知センサ、周辺監視レーダほか)、自動車用・産業用電池、銅線・ アルミ線、巻線、伸銅品、めっき製品、電子部品用加工製品(リードフレ ームほか)、特殊金属材料(形状記憶・超弾性合金ほか)



自動車部品事業では、半導体や樹脂不足等による世界的な自動車生産台数の減産等による影響があったものの、ワイヤハーネスの売上が堅調に推移し、また、車両の軽量化・環境負荷低減に寄与するアルミワイヤハーネスの新車種への搭載も進み、売上が回復しました。上期での東南アジアの一部拠点における新型コロナの影響によるロックダウンに加え、昨年秋以降は感染再拡大による工場の稼働率低下や、製品の顧客への供給責任を果たすべく実施した緊急的な輸送による費用の増加で利益が落ち込み、減益となりました。

電装エレクトロニクス材料事業では、車載およびエレクトロニクス関連製品を中心とした需要が堅調であったこと、また高付加価値製品の拡販による品種構成の改善や生産性の向上に加え、銅地金価格高騰の影響等により、増収増益となりました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は5,007億円(前期比15.6%増)、連結営業利益は1億円(前期比97.9%減)となりました。また、単独売上高は1,465億円(前期比39.5%減)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、連結売上高は388億円減少しております。

自動車部品事業では、従来から取り組んでおりますワイヤハーネスの製造拠点におけるサプライチェーン多重化を一層推進するとともに、品質のさらなる向上を目的としたワイヤハーネス製造工程の自働化を進めてまいります。電装エレクトロニクス材料事業では、引き続き生産性の向上に取り組み、車載およびエレクトロニクス関連製品における堅調な需要の取り込みを図ってまいります。



# 機能製品

連結売上高 **1,300**億円

連結営業利益 76億円

前期比 前期比 13.4%增 **2**0.4%增 **3** 



#### 主要な事業内容

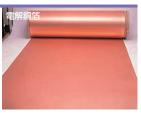
樹脂および非鉄金属を加工した各種機能製品の製造・販売

#### 主要な製品

ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用 テープ、電子部品、放熱製品、ハードディスクドライブ用アルミ ブランク材、電解銅箔







AT・機能樹脂事業、サーマル・電子部品事業およびメモリーディスク事業では、上期はデータセンタ関連製品の売上が堅調に推移したものの、下期は顧客における半導体不足により需要が減少しました。銅箔事業においては、2019年に台湾子会社の工場で発生した火災からの復旧により回路用銅箔の受注増および電池用銅箔の需要回復を着実に取り込んだ結果、一部輸送費および原材料価格の高騰の影響を受けたものの、当セグメント全体では増収増益となりました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は 1,300億円(前期比13.4%増)、連結営業利益は 76億円(前期比20.4%増)となりました。また、 単独売上高は588億円(前期比2.1%減)となりま した。

なお、収益認識会計基準等の適用により、連結売上高は62億円減少しております。

継続的な拡大が見込まれる半導体市場における 需要の着実な取り込みや拡販を実施し、収益を確保 する各施策を引き続き実行してまいります。



# サービス・開発等

連結売上高

345億円

前期比 10.9%減 🔷 連結営業損失

14億円前期比

前期比 3億円改善



#### 主要な事業内容

物流、不動産賃貸、水力発電、新製品研究開発など





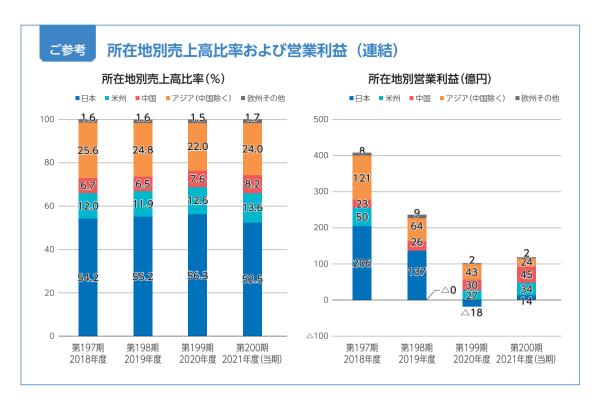


物流、不動産の賃貸、水力発電、新製品の研究 開発、各種業務受託等による当社グループ各事業 のサポート等を行っております。

当セグメントの連結売上高は345億円(前期比10.9%減)、連結営業損失は14億円(前期比3億円改善)となりました。また、単独売上高は22億円(前期比6.7%増)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、連結 売上高は4億円減少しております。

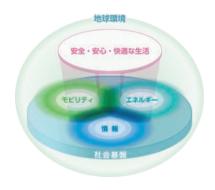
また、当社グループの物流機能の強化を目的として、昨年12月に当社子会社であった古河物流㈱の株式の一部をSBSホールディングス㈱へ譲渡し、SBS古河物流㈱に商号を変更するとともに、持分法適用関連会社としました。SBS古河物流㈱は当社グループに対し、より付加価値のある総合的な物流サービスを提供してまいります。



# (4)対処すべき課題

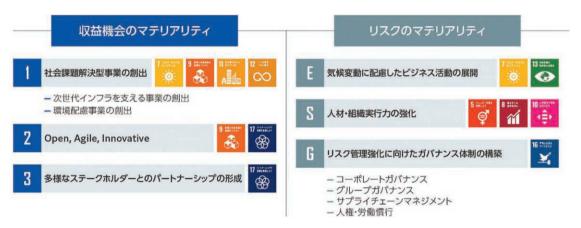
# 11 古河電エグループ ビジョン2030

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs\*)」が示す社会課題の解決を念頭に置き、当社グループの2030年におけるありたい姿を描き、そこへ向けて目指す時間軸と領域を明確にしたビジョン2030を定めております。ビジョン2030のもと、情報/エネルギー/モビリティの各領域およびこれらの融合領域において、当社グループは社会課題の解決を目指してまいります。さらに、新領域においても、これまでにない新たな事業の創出を通じた社会課題の解決を目指してまいります。



古河電エグループ ビジョン2030

当社グループでは、ビジョン2030を達成するために当社グループが対処すべき経営上の重要課題を「マテリアリティ」と定義し、収益機会とリスクの両面で次のとおりマテリアリティを特定しております。なお、昨今の事業環境の変化と社会的要請の高まりを踏まえ、「人権・労働慣行」を「リスク管理強化に向けたガバナンス体制の構築」のサブ・マテリアリティとして追加しております。これらのマテリアリティに取り組むことにより、ビジョン2030を達成するとともに、SDGsの達成にも寄与してまいります。



\*SDGs…国連で採択された<u>S</u>ustainable <u>D</u>evelopment <u>G</u>oal<u>s</u> (持続可能な開発目標) の略称であり、17のゴール・169のターゲット で構成される国際目標

### 2 新中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦ー」

当社は、ビジョン2030のありたい姿からのバックキャストで中間地点としての2025年の目指す姿を定義し、その達成に向け2025年度を最終年度とする4か年の新中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-|(以下、「新中計|という)を新たに策定いたしました。

新中計の前提となる当社を取り巻く経営環境は、今後非連続かつ不可逆的に変化していくものと考えております。例えば、ESG/SDGsが企業の存続に欠かせない経営課題となる、人生100年時代などを踏まえた新たなライフスタイルが広がる、人口減少・高齢化の進展により国内市場が縮小する、DX(Digital Transformation)が急速に進展する、等の変化が想定されます。

このような環境においては、Beyond5G\*の実現やカーボンニュートラルの実現、安全・安心・快適に人とモノが移動の自由を享受するための次世代インフラの実現、健康寿命延伸の実現、サーキュラー・エコノミーの実現等の社会課題解決の期待がより高まるものと想定されます。

新中計のもと、情報/エネルギー/モビリティの各領域およびこれらの融合領域における社会課題解決型事業の強化・創出を掲げ、収益の拡大に向けた取組みとして、「資本効率重視による既存事業の収益最大化」および「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」を推進してまいります。また、これらを下支えする「ESG経営の基盤強化」に取り組んでまいります。

\*Beyond5G…5Gの特徴(高速・大容量、低遅延、多数端末との接続)のさらなる高度化に加えて、空・海・宇宙への利用領域の拡張、 超低消費電力、超高信頼などの特徴を備えることが想定されている。6G(第6世代移動通信システム)とも呼ばれる。

### ①資本効率重視による既存事業の収益最大化

選択と集中による投資配分の最適化を一層推進し、また各事業において資本効率性をより高めるための施策を実施することで、当社グループ全体での収益の改善・拡大を目指してまいります。具体的には、当社を取り巻く事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するべく、収益性・成長性などの観点から事業の位置付けを定め、これに応じた経営資源の配分を決定し、事業ポートフォリオの最適化を図ってまいります。また、低採算製品の縮小と高付加価値製品への注力、コスト構造見直しに基づく原価低減の推進や外部パートナーとの共創による競争優位性の確保を通じた製品の収益力向上、生産技術向上に基づく効率化や製造能力の増強による製品供給能力の強化に注力するなど、資本効率向上の取組みを推進し、既存事業の収益改善・拡大を行うことで、「稼ぐ力の最大化」を図ってまいります。

### ②開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備

グループの枠を超えた外部パートナーとの共創により、互いの有する技術やアイデア等を掛け合わせ、次世代インフラ構築や環境配慮に寄与する新事業創出に向けた基盤整備を推進してまいります。また、機能強化や品質改善による製品の高付加価値化およびコスト低減等による製品競争力の向上によるモノづくりの強化にとどまらず、デジタル技術やデータの利活用を推進し、課題解決を起点とした製品・サービスを開発・提供することを通じて、新たな提供価値の創造を目指してまいります。

### ③ESG経営の基盤強化

当社グループを取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する力の強化に取り組み、持続的に成長する企業への変革を実現してまいります。その一環として、サステナビリティ指標およびその目標値を設定し、企業経営の中核にESG要素を取り込んでまいります。また、コーポレート機能の強化に取り組み、事業の成長・変革を下支えする経営基盤の構築を図ってまいります。

新中計では、以下の財務目標に加え、各マテリアリティにおける2025年度の目指す姿を実現するための指標をサステナビリティ指標(温室効果ガス排出量削減率、管理職に占める女性比率、人権に関する教育の強化等)として目標を設定しており、収益機会とリスクの両面から、企業価値向上に向けた取組みを実施し、これらの達成を図ってまいります。

### 2025年度の財務目標値

ROIC	6.0%以上
ROE	11%以上
Net D/Eレシオ	0.8以下
自己資本比率	35%以上
連結売上高	1.1兆円以上
連結営業利益	580億円以上
親会社株主に帰属する当期純利益	370億円以上

ロシア・ウクライナ情勢とそれに対する各国の経済制裁の実施など世界情勢は不安定さを増しておりますが、当社グループでは、各種施策を着実に実行し、企業価値の向上を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

# ご参考

# 「古河電工グループサステナビリティ基本方針」の制定およびサステナビリティ委員会の設置

急速な事業環境の変化とサステナビリティを巡る課題に積極的に取り組むことで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図っていくことに対する企業への要請が一層高まっております。さらに、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すること、サステナビリティについての取組みを適切に開示することなどが新たに盛り込まれました。

このような環境の下、当社グループは、基本理念に示されている「真に豊かで持続可能な社会の実現」を使命とし、人と地球の未来を見据えつつ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すための基本的な考え方である「古河電工グループサステナビリティ基本方針」を制定するとともに、当社グループのサステナビリティに関する議論を集約し、各種施策の実行の質・スピードをさらに高めることを目的としたサステナビリティ委員会を設置いたしました。

2022年3月に開催された第1回サステナビリティ委員会では、2021年度のESG経営・SDGsに関する活動進捗および2022年度の活動計画(経営上の重要課題「マテリアリティ」の見直しや2025年に向けたサステナビリティ指標と目標等の議題を含む)について審議いたしました。

引き続き、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指したESG経営を推進してまいります。

### 取締役会実効性評価結果の概要

2021年12月20日

# 当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

古河電気工業株式会社

当社では、取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえて問題点の改善や強みの強化に必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、2015年度から毎年、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

この度、2021年度の分析・評価が完了しましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

### 1. 本年度の分析・評価の方法

本年度も、以下の事項を内容とするアンケートをすべての取締役・監査役に配付し、その回答を得ました。

本回答の集計結果に基づき、取締役会において、社外役員会議で集約された意見も参考にして、当社グループ全体の持続的成長や中長期的な企業価値の向上という観点から、当社取締役会の実効性に関する議論を行いました。

なお、アンケート回答のより深い理解を目的に、取締役・監査役全員を対象とした取締役会議長による個別インタビューも実施(取締役会議長に対するインタビューは幹事社外役員が実施)し、その結果を上記取締役会で共有しております。

### [無記名アンケートの内容]

- I. 取締役会の実効性(総論、中長期的な経営計画、業務執行関連、リスクマネジメント・コンプライアンス、サステナビリティ関連、指名・報酬委員会関連)
- Ⅱ. 取締役会の運営
- Ⅲ. 社外役員の支援・連携に係る体制
- Ⅳ. 監査役の役割・監査役に対する期待
- V. 株主その他のステークホルダーとの関係
- VI. その他(取締役会全般、個人評価・相互評価)

### 2. 本年度の分析・評価結果の概要

当社取締役会は、前年度の実効性評価の結果を踏まえて実効性向上に向けた施策に取り組み、本年度においても、取締役会の実効性が確保されているものと分析・評価しております。

なお、実効性をさらに高めるための取組み等について、以下の内容が確認されました。

- ●前年度の分析・評価を踏まえた取組みの状況について
  - ・取締役会と業務執行側との間における業務執行権限の配分の適切性 取締役会の付議基準の金額基準等の見直しによって業務執行側への権限委譲が進み、取 締役会と業務執行側との権限配分の適正化が進んでいること。取締役会年間議題の計画 的な設定により、重要な議題の審議により多くの時間が確保されるようになったもの の、さらなる改善の余地があること。
  - ・中期経営計画、事業ポートフォリオの見直し、グループ・グローバル経営 中期経営計画策定に向けて、今後の事業環境の変化を見据えた中長期的な成長戦略、事 業ポートフォリオなどに関する議論が適切になされていること。今後はグローバル経営 における課題の議論が求められること。

・社外役員への情報提供

中期経営計画策定に向けた議論の進捗に応じて、必要な情報が社外役員に提供されていること。また、社外役員による当社事業への理解に資するため、取締役会の事前説明会においては取締役会の議題に加え関連テーマを説明していること。今後も継続的に取締役会の議題に関連する情報の社外役員への提供が望まれること。

・ESG・SDGs関連

ESGやSDGsへの対応について取締役会で適切に議論されており、「古河電工グループサステナビリティ基本方針」が策定されたこと。今後も継続的な議論と施策が必要であること。

- ステークホルダーとの対話
  - 株主・投資家の意見等が取締役会に的確に報告されていること。その他のステークホルダーの意見等の報告、および議論の充実について、さらなる改善の余地があること。
- ●上記に加え、当社グループ全体の持続的成長や中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会全体として積極的で活発な議論および業務執行に対する監督も適切になされており、また業務執行において社外役員の豊富な経験および高度な知見に基づく有益な提言・指摘等が反映されていることもあらためて確認できました。

### 3. 本年度の分析・評価結果を踏まえた今後の取組み

取締役会においては、取締役・監査役からの多くの提言等を踏まえて議論を行った結果、主に以下の点について、さらなる改善を進めてまいります。

- ●中期経営計画、事業ポートフォリオの見直し、グループ・グローバル経営 中期経営計画の策定およびその後の進捗報告において、事業ポートフォリオの見直しと それを踏まえた経営資源の配分、さらにグループ・グローバル経営上の重要課題の議論を 深化させること。そのために、引き続き取締役会年間議題を計画的に設定し重要な議題の 審議時間を十分に確保すること。
- 社外役員への情報提供

取締役会の議題への理解を深め、適切な関与と助言を得るために行っている社外役員向けの取締役会事前説明会等の機会を活用し、事業環境等に関する情報提供のさらなる充実を図ること。当社に対する理解に資する社内イベントの案内や情報提供を継続すること。また、社外役員がより自由に意見交換や議論を深める機会としての社外役員同士のコミュニケーションの場を適宜設定すること。

- サステナビリティ関連(ESG・SDGsを含む) 「古河電工グループ ビジョン2030」達成に向けた経営上の重要課題に対する施策等について、中期経営計画の策定の過程において議論をしていくこと。
- ●リスクマネジメント関連 全社的なリスク認識を深化させるとともに、リスクの重要度に応じた課題対応を推進す ること。
- ステークホルダーとの対話

株主・投資家との対話とその意見等についての取締役会への報告を継続するとともに、 従業員などのその他のステークホルダーの意見等についても取締役会への報告と議論の充 実を図ること。

以上

# ご参考

# 「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」への取組み

# 1 道路附属物維持管理ソリューション「みちてん®」シリーズ

道路標識、道路照明およびガードレールなど、道路附属物の老朽化等による事故が全国で発生しております。事故を未然に防ぐためには施設の計画的な維持管理が重要ですが、多くの自治体や道路管理者において、人口減少社会の到来による人手不足や財政面の課題から、膨大な数の道路附属物の点検・維持管理業務を持続的に行っていくことが難しくなると予想されます。

そこで、当社は独自のDX技術を開発し、新しいメンテナンスサイクルを実現するための道路附属物維持管理ソリューション「みちてん®」シリーズを提供しております。これにより、従

来は人手のみで対応してきた道路附属物の点検・維持管理を、高精度かつ効率的に行うことを可能にいたしました。すでに多くの自治体や道路管理者において「みちてん®」シリーズの導入が始まってきております。また、さらなる高度化を目指し、自治体や道路管理者と連携した実証実験も実施しております。

当社は今後も、日本社会がいま直面しているインフラメンテナンスにおける課題を解決し、「安全・安心・快適な生活」に寄与するべく、DXソリューションによるサービスを提供してまいります。



# 2 体外から埋め込み型医療機器の位置を目視確認できる技術「Tellumino®」の開発

近年、医療技術の高度化に伴う体内埋め込み型医療機器\*による低侵襲治療が広く普及しております。

薬剤注入の皮下埋め込み型ポート (CVポート)\*は、患者への負担および医療従事者側の 労力を軽減する有効な埋め込み型医療機器として薬剤を用いる治療用途において世界中で 広く使われております。しかしながら、CVポートへ薬剤を注入するために専用の針を刺す行為 (穿刺(せんし))には、触診による間接的なCVポートの埋め込み位置確認を行う必要があり、 正確な位置確認には穿刺者の相応の訓練と技量が要求され、穿刺時に穿刺者・患者双方に ストレスがかかる要因にもなっております。

当社が開発したTellumino<sup>®</sup>は、CVポートに複数のLED光源を搭載できる機構を採用し、非接触でLED光源を点灯させ、体外からCVポートの位置を容易に視認できるようにする医療向けソリューション技術です。X線や造影剤などの特殊な機器や薬剤を用いることなく、体外からCVポートに穿刺する位置が肉眼で見えることで、医療従事者等が短時間でより確実にCVポートへの穿刺を行うことができ、機器や薬剤を用いることによる患者の精神的・肉体的負担を軽減することが期待されます。今後は、Tellumino<sup>®</sup>を搭載したCVポートの設計を改良し患者への負担をより軽減することで、CVポートに代表される埋め込み型医療機器の発展に寄与してまいります。





<sup>\*</sup>埋め込み型医療機器…体内に埋め込んで利用する医療機器。心臓ペースメーカや人工関節など。

<sup>\*</sup>皮下埋め込み型ポート(CVポート)…皮膚の下に埋め込んで薬剤を投与するために利用する医療機器。

## (5) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の状況は次のとおりです。

セグメント名	主要な設備投資の内容	金額(百万円)	前期比増減額 (百万円)
インフラ	光ファイバ製造設備の合理化など	11,384	1,055
電装エレクトロニクス	自動車部品事業子会社におけるワイヤハー ネス製造設備の新設など	15,494	2
機能製品	銅箔製造設備の増設など	5,790	△918
サービス・開発等	_	1,415	△525
消去または全社	基幹業務システムの更新など	4,059	△1,433
合 計	_	38,144	△1,818

## (6)資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。また、日本、中国およびタイにおいて、各国内の子会社・関連会社(日本国内においては当社も含む)を対象としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、資金活用の効率化と有利子負債の削減を図っております。

当期につきましては、総額100億円の普通社債を発行いたしました。その他、主にコマーシャル・ペーパーの発行残高が増加したことにより、当期末の連結有利子負債は前期末比515億円増の3,421億円となりました。

# (7)主要な借入先(2022年3月31日現在)

借 入 先	借入額
㈱みずほ銀行	68,549百万円
(株)三菱UFJ銀行	34,245百万円
農林中央金庫	20,750百万円
㈱横浜銀行	15,999百万円

# (8)主要な営業所および工場等ならびに重要な子会社の状況(2022年3月31日現在)

## 1 当社

本 社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

(注) 2021年7月19日付で、「東京都千代田区丸の内二丁目2番3号」から上記へ移転しております。

区 分	名 称	所 在 地
営業所	北海道支社 東北支社 中部支社 関西支社 中国支社 九州支社	札幌市 仙台市 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市
工場	日光事業所 千葉事業所 横浜事業所 平塚事業所 三重事業所 銅箔事業部門	栃木県日光市 千葉県市原市 横浜市 神奈川県平塚市 三重県亀山市 栃木県日光市
研究所	サステナブルテクノロジー研究所 自動車・エレクトロニクス研究所 情報通信・エネルギー研究所	横浜市(横浜事業所内) 神奈川県平塚市(平塚事業所内) 千葉県市原市(千葉事業所内)

## 2 国内子会社

会社名(本社/工場所在地)	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東京特殊電線㈱ (東京都港区/長野県上田市)	1,925百万円	57.30%	電線、デバイス製品等の製造・ 販売
古河電池㈱ (横浜市/栃木県日光市、福島県いわき市)	1,640百万円	58.06%	電池(自動車用、産業用)の製 造・販売
㈱KANZACC (大阪市/福井県坂井市)	720百万円	99.92%	電線、非鉄金属製品等の製造・ 販売
古河産業㈱(東京都港区)	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線㈱ (神奈川県大和市/同左)	489百万円	49.17%	光ファイバケーブル、光部品等 の製造・販売
古河電工産業電線㈱ (東京都荒川区/神奈川県平塚市)	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
古河電工パワーシステムズ㈱ (横浜市/山形県長井市)	450百万円	100%	送変電機材、架空・地中配電機 材等の製造・販売
古河樹脂加工㈱ (千葉市/同左)	300百万円	100%	プラスチック電線保護管等の製 造・販売
(㈱古河テクノマテリアル (神奈川県平塚市/同左)	300百万円	100%	防災製品等の製造・販売
古河日光発電(株) (栃木県日光市)	300百万円	100%	電力の発電・供給・販売ならび に電力の託送

会社名(本社/工場所在地)	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
古河ネットワークソリューション㈱ (神奈川県平塚市/同左)	150百万円	100%	ネットワーク機器の製造・販売
古河AS㈱ (滋賀県犬上郡/同左、三重県亀山市)	100百万円	100%	自動車部品等の製造・販売
古河ファイテルオプティカルデバイス㈱ (千葉県市原市/同左、茨城県那珂市)	100百万円	70.59%	光半導体製品の製造
古河精密金属工業㈱ (栃木県日光市/同左)	100百万円	100%	電子部品等の製造・販売
古河エレコム㈱(東京都千代田区)	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
古河マグネットワイヤ㈱ (東京都千代田区/新潟市)	96百万円	100%	巻線、各種金属線の製造・販売
古河C&B㈱ (神奈川県平塚市/横浜市)	90百万円	100%	放送用アンテナ・通信用アンテ ナ・線路監視システム等の製 造・販売

## 3 海外子会社

会社名(所在地)	資本金	出資比率	主要な事業内容
OFS Fitel, LLC (米国)	362百万米ドル	100%	情報通信ソリューション事業
Furukawa Electric LatAm S.A. (ブラジル)	149百万レアル	100%	情報通信ソリューション事業
American Furukawa, Inc. (米国)	109百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
瀋陽古河電纜有限公司(中国)	768百万元	100%	電線等の製造・販売
古河銅箔股份有限公司(台湾)	1,555百万 台湾ドル	100%	リチウムイオン電池用電解銅 箔等の製造・販売
台日古河銅箔股份有限公司(台湾)	1,475百万 台湾ドル	81.85%	回路用電解銅箔等の製造・販 売
Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属 製品等の販売
Furukawa Precision (Thailand) Co., Ltd. (タイ)	169百万バーツ	100%	電子部品等の製造・販売
Thai Furukawa Unicomm Engineering Co., Ltd. (タイ)	104百万バーツ	91.75%	情報通信、CATV等のエンジ ニアリング
Furukawa Automotive Parts (Vietnam) Inc. (ベトナム)	18百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
PT Tembaga Mulia Semanan Tbk (インドネシア)	12百万米ドル	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売
Trocellen GmbH (ドイツ)	8百万ユーロ	100%	発泡製品の製造・販売
PT.Furukawa Indomobil Battery Manufacturing (インドネシア)	899,732百万 インドネシアルピア	51%	自動車用鉛蓄電池の製造

<sup>(</sup>注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。

<sup>2.</sup> 当期における当社の連結子会社は109社、持分法適用の関連会社は14社です。

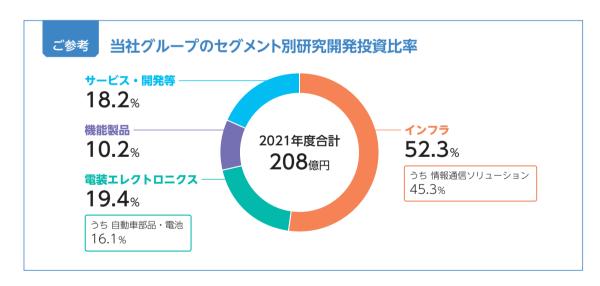
## (9)従業員の状況(2022年3月31日現在)

セグメント名	当社グループの従業員数	当社の従業員数
インフラ	10,020名	1,477名
電装エレクトロニクス	35,451名	519名
機能製品	3,005名	708名
サービス・開発等	2,391名	1,497名
合 計	50,867名 (2,418名増)	4,201名 (117名増)

- (注) 1. 臨時従業員および当社グループ外への出向者は含んでおりません。
  - 2. 上表中の()内は、前期末比の増減です。
  - 3. サービス・開発等セグメントの従業員数には、当社の本部部門など、全社共通の業務に従事する人員が含まれております。
  - 4. 当社従業員における平均年齢は43.8才、平均勤続年数は18.4年です(臨時従業員および出向者は含んでおりません)。

## (10)その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けております。また、米国での自動車部品カルテルによる損害賠償を求める集団訴訟において、当社または当社子会社が被告となっております。加えて、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。



# 2. 当社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

### (1)発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	250,000,000株	70,666,917株	48,302名

## (2)大株主の状況

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,103,100株	15.72%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,999,200株	5.66%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,413,500株	3.42%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	2,278,000株	3.23%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	1,699,900株	2.41%
朝日生命保険相互会社	1,365,050株	1.93%
古河機械金属株式会社	1,329,045株	1.88%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,269,310株	1.80%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,091,900株	1.55%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 朝日生命保険口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,050,000株	1.49%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(49,786株)を控除して計算しております。
  - 2. 株式会社みずほ銀行については、同社が退職給付信託として設定した上記株式2,413,500株とは別に、同社が保有する株式が173株あります。

## (3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2016年6月27日開催の第194回定時株主総会決議に基づき、社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに対する業績連動型株式報酬制度(2019年6月27日開催の第197回定時株主総会において、インセンティブ性を高めることを目的として一部改定。以下、「本制度」という)を導入しております。本制度のもと、当事業年度中に取締役(社外取締役を除く)1名に対し普通株式3.570株を交付いたしました。

(注) 本制度につきましては、「3. 当社役員に関する事項(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

## ご参考

### 政策保有株式について

毎年、取締役会において、政策保有株式のうち全ての上場株式について保有の適否の検証を実施し、保有に適さないと判断した株式については、縮減を図っております。

また、2021年12月開催の取締役会で政策保有株式の保有の適否について検証を実施しました。検証の結果、保有に適さないと判断した株式について、上場株式1銘柄(435百万円)を含む政策保有株式の縮減を進め、2022年3月末時点では政策保有株式のうち上場株式を17銘柄(23.061百万円)保有しております。

### <政策保有株式に関する方針>

当社は、政策保有株式について、資本効率の向上や当社の事業活動における必要性等の 観点から保有意義があると判断した株式を保有し、保有に適さないと判断した株式につい ては縮減を図るものとする。また、毎年、取締役会において、政策保有株式のうち全ての 上場株式について、保有の適否について検証を実施する。検証においては、株式の保有に 基づき得られる定量的な便益と当該株式の時価および資本コストにより算出される保有コ ストとの比較のほか、事業機会の創出、取引関係および事業における協力関係の維持・強 化等も含めた総合的な観点から行うものとする。

※当社では、「政策保有株式」を有価証券報告書における「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の対象となる株式とする。

# 3. 当社役員に関する事項(2022年3月31日現在)

### (1)取締役および監査役の氏名等

	氏	名		地位および担当	重要な兼職の状況
柴	Ħ	光	義	取締役会長	いすゞ自動車㈱社外取締役 東武鉄道㈱社外取締役 朝日生命保険(相)社外監査役
小	林	敬	_	代表取締役社長	
塚	本		修	社外取締役(非常勤)	(一財) 石炭フロンティア機構理事長
塚	本	隆	史	社外取締役(非常勤)	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険(相)社外取締役 イオン(株)社外取締役 (株)インターネットイニシアティブ社外取締役
御仕	川	善	朗	社外取締役(非常勤)	
籔		ゆき	き子	社外取締役(非常勤)	大和ハウス工業㈱社外取締役 イビデン㈱社外取締役(監査等委員)
斎	藤		保	社外取締役(非常勤)	(株)HI相談役 (株)かんぽ生命保険社外取締役 沖電気工業㈱社外取締役
荻	原	弘	之	代表取締役兼執行役員副社長 (コーポレート統括本部長)	
黒	⊞		修	取締役兼執行役員常務(営業統括本部長)	
宮	本		聡	取締役兼執行役員常務 (ビジネス基盤変革本部長)	
福	永	彰	宏	取締役兼執行役員常務 (財務・グローバルマネジメント本部長)	
天	野		望	監査役 (常勤)	
柏	木	隆	宏	監査役(常勤)	富士古河E&C㈱社外監査役
溝	⊞	義	昭	監査役(常勤)	旭精機工業㈱社外取締役
酒	井	邦	彦	社外監査役(非常勤)	TMI総合法律事務所顧問弁護士 本田技研工業㈱社外取締役
住	Ħ	清	芽	社外監査役(非常勤)	(㈱アドバンテスト社外取締役(監査等委員) 日清オイリオグループ(㈱社外監査役
塩	見	崇	夫	社外監査役(非常勤)	

- (注) 1. 取締役塚本修氏、塚本隆史氏、御代川善朗氏、籔ゆき子氏および斎藤保氏ならびに監査役酒井邦彦氏、住田清芽氏および塩見崇夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
  - 2. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
    - ・監査役天野望氏は、当社において税務および会計業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の 知見を有しております。
    - ・監査役住田清芽氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
    - ・監査役塩見崇夫氏は、大手総合商社において金融部門の要職を務めた経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
  - 3. 取締役塚本隆史氏および監査役塩見崇夫氏は、2021年6月24日開催の第199回定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、就任いたしました。なお、塚本隆史氏は、第199回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、監査役を退任いたしました。
  - 4. 当社は塚本修氏が理事長を務める(一財)石炭フロンティア機構に賛助会員として加盟し、年会費を支払っております。
  - 5. 当社は塚本隆史氏が社外取締役を務める朝日生命保険(相)との間で、当社が同社の基金総額の2.20%に相当する金額を拠出しており、同社は当社発行済株式総数の3.42%(同社が退職給付信託として設定した株式を含む)を保有しております。

当社は斎藤保氏が社外取締役を務める沖電気工業㈱との間で、当社が同社から情報通信関連部材を購入する取引等があります。

当社は酒井邦彦氏が社外取締役を務める本田技研工業㈱との間で、当社が同社に対して自動車部品の販売を行う取引等があります。

当社は住田清芽氏が社外取締役(監査等委員)を務める㈱アドバンテストとの間で、当社が同社に対して情報通信関連製品の販売を行う取引等があります。

#### 6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

### 7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役および執行役員等(1994年3月31日以降に退任した者を含む)ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為(不作為を含む)に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について塡補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事中があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

### ご参考

2022年4月1日現在の取締役および監査役、執行役員、シニア・フェロー (注) の地位および担当は次のとおりです。

	氏	名	地位および担当
柴	<u> </u>		取締役会長
	林	敬 -	
塚	本		· 社外取締役(非常勤)
塚	本		· 社外取締役(非常勤)
御什			1 社外取締役(非常勤)
	CIII		
籔	###		社外取締役(非常勤)
斎	藤		社外取締役(非常勤)
荻	原	弘元	
宮	本	事	
福	永	彰宏	
黒	⊞	偱	
天	野	<u></u>	
柏	木		監査役(常勤)
溝	⊞	義  暗	監査役(常勤)
酒	井	邦彦	社外監査役(非常勤)
住	⊞	清	社外監査役(非常勤)
塩	見	崇き	社外監査役(非常勤)
小	塚	崇り	対 執行役員専務(エネルギーインフラ統括部門長)
Foad	d Sha	ikhzade	n 執行役員常務(Furukawa Electric LatAm S.A.(ブラジル)President兼OFS Fitel, LLC(米国)CEO)
大	野	良 ど	<b>?</b> 執行役員常務(機能製品統括部門長)
冏	部	茂(	執行役員常務(自動車部品事業部門長)
森	平	英 t	1 執行役員常務(情報通信ソリューション統括部門長)
枡	谷	義な	執行役員常務(営業統括本部長)
後	藤	沒	型 執行役員(Furukawa (Thailand) Co.,Ltd.(タイ)Managing Director)
Gyu	la Be	szterce	v 執行役員(Furukawa Electric Institute of Technology Ltd.(ハンガリー)President)

	氏	名	地位および担当
福	島	1	動 執行役員(SuperPower Inc. (米国)CEO)
浦	上	敬一	郡 執行役員 (営業統括本部中部支社長)
内	$\blacksquare$	輝	執行役員(ものづくり改革本部長)
島	Ħ	道:	京 執行役員 (研究開発本部インキュベーター統括部長)
柳		登志	<b>夫</b> 執行役員(リスクマネジメント本部長)
西	村	英	<b>ー</b> 執行役員(エネルギーインフラ統括部門電力事業部門長)
太	$\blacksquare$	寿	<b>執行役員(次世代フォトニクス事業創造プロジェクトチーム長)</b>
Ш	本	尚	表 執行役員 (電装エレクトロニクス材料統括部門長)
増	$\blacksquare$	真	執行役員(財務本部IR部長兼戦略本部広報部長)
阪		和	執行役員(営業統括本部副本部長)
藤	崎	:	執行役員 (研究開発本部長)
花	谷	1	建 執行役員 (事業・プロセス変革チーム長)
矢	野	正:	型 執行役員 (機能製品統括部門AT・機能樹脂事業部門長)
杉	井	貴	<b>月</b> 執行役員(戦略本部副本部長)
粕	Ш	秋	シニア・フェロー (研究開発本部情報通信・エネルギー研究所)
大ク	ス保	典	# シニア・フェロー (研究開発本部知的財産部長)
大	橋	弘	<b>美</b> シニア・フェロー(次世代フォトニクス事業創造プロジェクトチーム副チーム長)
(注)	シーフ	. 7	

<sup>(</sup>注) シニア・フェローとは、国際的に通用する高度な専門知識により、当該専門領域における創造的で斬新なビジョン・中長期の方向性を提案するとともに、その専門性の伝承および後進の育成を行う人材として認定された、執行役員と同等待遇の専門職のことです。

# (2)社外役員に関する事項

## 1) 社外役員の主な活動状況

# 11 社外取締役

氏	名		取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況/果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
塚本		修 16回中16回 (100%) 経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験に基づき 営陣の適切な監督に加え、研究開発、事業戦略および製品品質な関する議題を中心に、経済政策や市場動向を踏まえて活発に発言い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております		
塚本	隆	史	12回中12回 <sup>(註2)</sup> (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、グループ企業管理、財務政策およびインベスター・リレーションズなどに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は幹事社外役員として社外役員会議(注1)の議長を務めるほか、指名・報酬委員会の委員長としても活動しております。
御代川 善朗		16回中16回 (100%)	大手製薬会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の 適切な監督に加え、コーポレートガバナンス、事業戦略および人材育 成などに関する議題を中心に、当社グループ全体のガバナンス向上に 向け、活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。	

	氏 名		取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況/果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
籔		ゆき子	16回中16回 (100%)	複数の上場企業での社外役員としての経験および大手電機メーカーでのマーケティング・製品開発等の分野における豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
斎	藤	保	12回中12回 (註3) (100%)	大手重工業メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、モノづくりおよび財務・会計などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。

- (注) 1. 当社は、社外役員間での客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、またこれらにより形成・共有した意見を必要に応じ取締役会に報告することを目的に、社外役員会議を定期的に開催しており、当事業年度においては、4回開催いたしました。
  - 2. 社外取締役の塚本隆史氏は、第199回定時株主総会において新たに社外取締役に選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。なお、同氏は当該総会終結の時までは社外監査役に就任しており、退任するまでに開催された取締役会4回中4回、監査役会1回中1回に、社外監査役として出席しております。
  - 3. 社外取締役の斎藤保氏は、第199回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

## 2 社外監査役

	氏 名		出席	状況			
				取締役会 監査役会 (出席率)		発言の状況	
酒	井	邦	彦	16回中16回 (100%)	8回中8回 (100%)	司法分野での永年の経験を通じて培われた企業法務等に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、各国の法的規制や訴訟対応などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。	
住	⊞	清	芽	16回中16回 (100%)	8回中8回 (100%)	公認会計士としての経験を通じて培われた会計および財務に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、グループ企業管理や財務・会計などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。	
塩	見	崇	夫	12回中12回 🕮 (100%)	7回中7回 <sup>®</sup> (100%)	大手総合商社や金融、メーカーでの経営者としての豊富な 知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、 企業管理に関する議題を中心に、リスクマネジメントの観 点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監 査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等につ いて、活発に発言を行っております。	

<sup>(</sup>注) 社外監査役の塩見崇夫氏は、第199回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会および監査 役会の回数が他の社外監査役と異なります。

## 2) 当事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事実はありません。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### 11 当社の役員報酬の審議・決定機関

当社では、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき、 役員の報酬等に関する方針について審議、答申し、取締役会の委任に基づき、役員の報酬等に関 する制度や個人別の報酬等の内容について審議、決定しております。同委員会における審議事項 は次のとおりです。

### 【指名・報酬委員会の審議事項】

- (1) 取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項
  - ①株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
  - ②代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
  - ③執行役員の選任・解任
  - ④役付執行役員(執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務)の選定・解職
  - ⑤取締役、執行役員の報酬等に関する方針
- (2) 取締役会の委任に基づき審議・決定する事項
  - ①取締役、執行役員の評価
  - ②(1)⑤の答申を得て取締役会が決定した方針に基づく取締役、執行役員の報酬等に関する制度
  - ③(1)⑤の答申を得て取締役会が決定した方針に基づく取締役、執行役員の個人別の報酬等の内容
  - ④株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
  - ⑤関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン
  - ⑥取締役、執行役員の任期上限および退任後の取扱いに関する方針
  - (7)特別顧問・名誉顧問の選任・解任、報酬に関する案の内容
  - ⑧経営陣のサクセッションプランの内容
- (3) 取締役、監査役、執行役員のトレーニングの内容および方針についての審議・決定

### 2 当社の個人別の役員報酬の内容に係る決定方針

当社では、役員報酬の決定に関する方針を「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」と定めております。本方針に則り、取締役等の個人別の報酬等に係る決定方針(以下、「決定方針」という)を、「3報酬制度毎の決定方針の概要」のとおり取締役会において決議しております。

なお、指名・報酬委員会では、社外の専門機関が行う調査を用い当社と同等規模の製造業約30社と比較することで、役員報酬の制度設計や水準等の妥当性、有効性ならびに適切性を毎年確認しております。

### 3 報酬制度毎の決定方針の概要

当社の役員報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬(個別)、短期業績連動報酬(全社)および 中長期業績連動報酬で構成され、報酬制度毎の報酬の決定方針は、以下のとおりです。

## 報酬制度毎の個人別の報酬等の決定に関する方針

報酬項目	概 要
基本報酬	取締役、監査役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した 固定額を、毎月金銭で支給する。
短期業績連動報酬 (個別) (支給率:0~200%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の営業利益や棚卸資産残高などの事業計画達成度 (※) や施策の状況等を総合的に評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給する。 (※) 個別の事業の達成度を総合的に評価することを目的として、営業利益・棚卸資産削減の計画に対する達成度、安全・品質等の目標達成度、リスクへの準備対応等を点数化し、その合計点で評価を行う。
短期業績連動報酬 (全社) (支給率:0~200%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会が決定した連結営業利益を評価基準(*)として確定した報酬額を、年一回金銭で支給する。 (※)短期業績連動報酬(全社)には、当社の当該年度の業績を適切かつ明確に反映するために連結営業利益を指標として採用している。評価基準である連結営業利益と役位毎の支給額との対応表は、過去数年間の連結営業利益を勘案したうえ、適正な水準となるよう指名・報酬委員会で定期的に確認・見直しを実施する。
中長期業績連動報酬(支給率:0~130%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、株式報酬制度(以下、本制度という)をその内容とする。本制度では、当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得された当社株式等が、取締役等に対して支給する。本制度においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間とし、当社は、取締役等への報酬として、対象期間毎に450百万円を上限とする金員を信託へ拠出する。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与される。付与されたポイントは、各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX(東証株価指数)変動率の比較基準に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができるポイントとして確定する。対象期間中に取締役等を退任する役員についても、これに準じた調整を行う。取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受ける。

## ●報酬制度毎の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

各報酬の支給割合については、上位の役位の者ほど報酬総額に占める業績を反映した報酬の割合が高くなるよう設計しております。制度毎に定めた標準報酬水準の合計額を100%とした場合、報酬総額に占める各報酬の割合は以下のとおりです。

役位	基本報酬	短期業績 連動報酬 (個別)	短期業績 連動報酬 (全社)	中長期業績連動報酬	合 計
取締役会長	55%	12%	12%	21%	100%
代表取締役社長	55%	14%	14%	18%	100%
代表取締役兼執行役員副社長	60%	13%	13%	15%	100%
取締役兼執行役員専務	62%	12%	12%	14%	100%
取締役兼執行役員常務	68%	11%	11%	11%	100%
執行役員専務	60%	14%	14%	12%	100%
執行役員常務	67%	13%	13%	8%	100%
執行役員 シニア・フェロー	71%	16%	8%	5%	100%

### 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の決定方針に基づき、取締役ならびに 取締役以外の執行役員およびシニア・フェローが受ける報酬等に関する制度および個人別の報酬 等の内容について、取締役会は指名・報酬委員会に審議・決定することを委任しております。同 委員会は7人の委員で構成され、うち委員長を含む5名の委員が社外取締役となっております。 同委員会の構成は、以下のとおりです。

	氏	名		役 職
塚	本		修	社外取締役
塚	本	隆	史	社外取締役 (委員長)
御台	七川 ナ	善	朗	社外取締役
籔		ゆき	き子	社外取締役
斎	藤		保	社外取締役
柴	$\blacksquare$	光	義	取締役会長
小	林	敬	_	代表取締役社長

### 4 取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

当社では、取締役会で個人別の役員報酬の内容に係る決定方針を定めております。客観性・公平性・透明性を担保する観点から、「3報酬制度毎の決定方針の概要」の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」のとおり委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会に個人別の役員報酬等の内容の決定を含む「1当社の役員報酬の審議・決定機関【指名・報酬委員会の審議事項】(2)取締役会の委任に基づき審議・決定する事項」の権限を取締役会から指名・報酬委員会に委任しております。取締役会は指名・報酬委員会から、指名・報酬委員会で決定した取締役の個人別の報酬等の内容および決定方法が決定方針に沿う旨の報告を受けており、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## 5 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等に関する株主総会決議は以下のとおりです。

### [取締役等]

株主総会決議年月日	決議の内容	決議に係る 役員の員数	現行制度で該当する 報酬項目
第184回定時株主総会 (2006年6月29日開催)	取締役の報酬額は、年額600百万円以内としております。なお、同限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。	11名	基本報酬短期業績連動報酬(個別)短期業績連動報酬(全社)
第197回定時株主総会 (2019年6月27日開催)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに対する業績連動型株式報酬制度に基づき設定される信託に追加拠出することができる金額の上限を、3事業年度毎に450百万円としております。	26名 (取締役7名、 執行役員17名、 シニア・フェ ロー2名)	中長期業績連動報酬

- (注) 1. 各取締役の報酬額の決定は、取締役会から指名・報酬委員会に委任されております。
  - 2. 本定時株主総会終結時の対象となる役員の員数は、以下のとおりです。

現行制度で該当する報酬項目	本株主総会終結時の対象となる役員の員数
基本報酬 短期業績連動報酬(個別) 短期業績連動報酬(全社)	11名
中長期業績連動報酬	26名 (取締役6名、執行役員17名、シニア・フェロー3名)

### [監査役]

株主総会決議年月日	決議の内容	決議に係る役員の員数	
第192回定時株主総会 (2014年6月25日開催)	監査役の報酬額を年額130百万円以内としております。各監査役の報酬額は監査役の協議により定めるものとしております。	6名	

(注) 本定時株主総会終結時の対象となる役員の員数は6名です。

## 6 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

				対象となる			
	役員区分	報酬等の総額	基本報酬	短期業績連動報酬 (個別)	短期業績連動 報酬(全社)	中長期業績連 動報酬	役員の員数
取締役	は(社外取締役を除く)	340百万円	248百万円	36百万円	_	55百万円	7名
監査役	は(社外監査役を除く)	91百万円	91百万円	_	_	_	3名
社外衫	損	110百万円	110百万円	_	_	_	11名
	うち社外取締役	74百万円	74百万円	_	_		7名
	うち社外監査役	36百万円	36百万円	_	_	_	4名

- (注) 1. 上表の員数および金額には、2021年6月24日開催の第199回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名および監査役1名、ならびにこれらの者に対する報酬等の額を含んでおります。なお、同総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任するとともに同総会において社外取締役に選任された塚本隆史氏については、監査役在任期間分は監査役に取締役在任期間分は取締役にそれぞれ区分して上表に記載しております。
  - 2. 短期業績連動報酬(個別) は、社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の営業利益や棚卸資産残高などの事業計画達成度(\*)や施策の状況等を総合的に評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給しております。
    - (※) 個別の事業の達成度を総合的に評価することを目的として、営業利益・棚卸資産削減の計画に対する達成度、安全・ 品質等の目標達成度、リスクへの準備対応等を点数化し、その合計点で評価を行う。
  - 3. 短期業績連動報酬(全社)は、取締役(社外取締役を除く)に対して支給する報酬ですが、当期は支給基準に達しなかったため支給いたしません。当社の当該年度の業績を適切かつ明確に反映するために連結営業利益(2022年3月期の当社連結営業利益:11,428百万円)を指標として採用しております。評価基準である連結営業利益と役位毎の支給額との対応表は、過去数年間の連結営業利益を勘案したうえ、適正な水準となるよう指名・報酬委員会で定期的に確認・見直しを実施しております。連結営業利益と役位毎の支給額との対応表は以下のとおりです。本報酬制度は業績連動報酬等に該当いたします。

(単位:千円)

	連結営業利益								
役位	650~ (億円)	550~650 (億円)	450~550 (億円)	350~450 (億円)	250~350 (億円)	150~250 (億円)	~150 (億円)		
会長	19,500	16,088	12,675	9,750	7,800	4,875	_		
社長	28,200	23,265	18,330	14,100	11,280	7,050	_		
副社長	20,800	17,160	13,520	10,400	8,320	5,200	_		
専務	13,900	11,468	9,035	6,950	5,560	3,475	_		
常務	10,000	8,250	6,500	5,000	4,000	2,500	_		
執行役員 シニア・フェロー	5,400	4,455	3,510	2,700	2,160	1,350	_		

4. 中長期業績連動報酬額には、株式報酬制度のもと当事業年度分として付与されたポイントに相当する株式数を、当期の報酬とみなして計上した額を記載しております。対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は180,000ポイントを上限とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に対応します。2019年4月1日から2022年3月31日までの対象期間における役位毎の付与ポイントは以下のとおりです。本報酬制度は業績連動報酬等および非金銭報酬等に該当いたします。

役位	付与ポイント	上限となる株式数 (対象期間あたり)
会長	5,530	21,567
社長	5,840	22,776
副社長	3,480	13,572

役位	付与ポイント	上限となる株式数(対象期間あたり)
専務	2,530	9,867
常務	1,580	6,162
執行役員 シニア・フェロー	950	3,705

企業価値向上を報酬額に適切に反映するとともに、企業価値向上へのインセンティブを株主と共有するために、当社株価を 指標として採用しております。具体的な付与ポイント(確定ポイント)は、評価期間中の当社株価の変動率とTOPIX(東証株 価指数)の変動率との乖離度により決定した支給率を、各評価期間中に付与されたポイントの累計に乗じて算出しております。

#### 〔乖離度の算定式〕

乖離度=当社株価変動率/TOPIX変動率

当社株価変動率=評価期間最終年度中の当社株価平均値/評価期間開始直前年度中の当社株価平均値 TOPIX変動率=評価期間最終年度中のTOPIX平均値/評価期間開始直前年度中のTOPIX平均値

#### [乖離度の実績]

0.59

[乖離度ごとの支給率対応表]

乖離度(範囲)	支給率(%)
1.3以上	130
1.2以上1.3未満	120
1.1以上1.2未満	110
0.95以上1.1未満	100
0.85以上0.95未満	90
0.75以上0.85未満	80
0.65以上0.75未満	70
0.55以上0.65未満	60
0.2以上0.55未満	50
0.2未満	0

### (評価期間の各自のポイント確定の算定式)

確定ポイント= (各自が評価期間中に付与されたポイントの累計) × (評価期間の支給率)

なお、「支給率」は、中長期業績連動報酬における標準報酬水準額を100%とした場合に、業績連動評価により実際の報酬額が変動する割合を示します。取締役等は退任時に、中長期業績連動報酬として、下記算定式に基づいた当社株式および金銭の支給を信託から受けます。

- 給付する当社株式の数= (権利確定日時点の累積ポイント数×支給率-単元未満ポイント数)×0.7
  - ・上記算定式により算出された給付する当社株式の数に、単元未満株式が生じる場合、これを切り捨てるものとする。
- 給付する金銭の額= (単元ポイント数×0.3+単元未満ポイント数)×権利確定日における当社株式の時価
  - ・「単元ポイント数」は、(権利確定日時点の累積ポイント数×支給率-単元未満ポイント数)とする。
  - ・「単元ポイント数×0.3」に単元未満ポイントが生じる場合、単元数にこれを切り上げて算出するものとする。
  - ・権利確定日は、取締役等が退任した後、かつポイント付与の対象となる最後の事業年度の終了後、最初に到来する6月 の末日とする。
- 5. 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬委員会の活動状況は次のとおりです。

開催年月日・機関	概要	
2021年6月10日開催 指名・報酬委員会	・2021年3月期の役員業績の審議・評価	
2021年6月24日開催 取締役会	・取締役および執行役員の個人別の報酬額等の内容の決定を 指名・報酬委員会に委任する旨の決議	
2021年6月24日開催 指名・報酬委員会	・2022年3月期の取締役および執行役員の個人別の報酬額等 の内容の決定	

## 4. 会計監査人の状況

## (1)会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2)報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	253百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	251百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	119百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Furukawa Electric LatAm S.A. (ブラジル) ほか7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む) の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む) の規定によるものに限る) を受けております。

## (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人による監査計画の概要説明の中で、見積監査時間および監査報酬額についても説明を受け、見積監査時間の妥当性や適切性などを確認した結果、当期の主要な監査役監査方針の一つである三様監査の充実を図るための関係部門とのコミュニケーション機会の増加・連携強化も計画され、高品質な監査を可能とする十分な監査時間が確保できており、監査報酬額もその単価、前期の報酬額との比較から問題ない額であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4)非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、コンフォートレター作成業務を委託しております。

# (5)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないなど会計 監査人の職務の執行に支障があると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるため に妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判 断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

# 5. 会社の体制および方針

### (1)業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い 意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健 全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

## 11 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「古河電工グループ理念」 「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、リスクマネジメント委員会、リスクマネジメント本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ③ カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ④ コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった 事案については、通報者保護との調和を図りつつ、リスクマネジメント本部リスク管理部および 関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え 方 (毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する) に基づき、リスクマネジメント本部総務部 を統轄部署として徹底した対応を行う。

## 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ② 取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性と保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

## 3 当社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ② 各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- ③「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

④ リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

## 4 財務報告の適正性を確保するための体制

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX基本方針)を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

## 5 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ② 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ③ 部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

## 6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、子会社に対し経営状況を 把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ② 中期経営計画および単年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定め、管理責任者は、その達成状況を定期的に取締役会へ報告する。
- ③「リスク管理・内部統制基本規程」において当社グループにおけるリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。
- ④ 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」に基づき、「コンプライアンスに関する規程」において子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づける。また、リスクマネジメント本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。
- ⑤ 主要な子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

# 3 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

# 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査 役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、 異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

## 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制

① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。

- ② 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況 については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ③ 取締役および各部門長は、当社および子会社において、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ④ 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

# 10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定める。

# Ⅲ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### 12 その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ② 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ③ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ④ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および 使用人は誠実に対応する。

### (2)業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

### 11 コンプライアンスおよびリスク管理に関する事項

- ① 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を、当事業年度において2回開催しました。同委員会では、当社グループにおけるリスクアセスメント実施とその結果を踏まえたリスク低減活動の方向性の検討、コンプライアンス問題事例の共有、内部通報制度の運用、コンプライアンス教育の実施、新型コロナウイルス対策を含めた事業継続計画の進捗、サイバー・情報セキュリティ施策の実施など、リスク管理の状況が確認されるとともに、改善が必要な事項について、その対応策を審議・決定しています。また同委員会の活動状況は、取締役会に報告されています。
- ② リスクマネジメント委員会の特別委員会である古河電工グループ品質管理委員会を当事業年度において4回開催したほか、製品検査や公的規格に関する調査を実施しました。重大な品質トラブルの発生や顧客クレーム等に関する情報を収集し、必要に応じて、事業部門および関係会社に対し、品質管理の改善策を指示しています。
- ③ 当事業年度においては、本社および事業所で競争法遵守・贈収賄禁止に関するセミナーを開催しました。その他、内部通報された事項に対しては、必要に応じて外部専門家と相談のうえ、適宜対応しています。
- ④ 内部監査部門である監査部による各業務執行部門に対する業務監査の結果は、被監査部門長へ報告されるとともに、その概要は、取締役会に報告されています。

### 2 取締役の業務執行における効率性確保に関する事項

- ① 当事業年度においては、16回の取締役会を開催しました。取締役会においては、重要な業務執行の決定や年度予算などの経営目標の達成状況を確認するとともに、2022年度から開始する次期中期経営計画の策定およびコーポレートガバナンスなどの経営に関する基本事項について審議を行いました。
- ② 業務執行の成果を業務執行取締役や執行役員の報酬へより適正に反映させるため、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会の決定に基づき、株式報酬制度の導入を含め報酬総額に占める業績連動報酬の割合を増やすような役員報酬体系を整備し運用しています。

## 3 財務報告の適正性に関する事項

「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX基本方針)に基づき実施した内部統制の整備状況に関する評価結果は取締役会に報告されるとともに、内部統制報告書の提出に際しては取締役会の承認を得ています。

## 4 企業集団における業務の適正に関する事項

- ① 子会社毎に年度予算を設定し管理しているほか、子会社の経営等に関し重要なものとして当社 付議基準で定める事項は、当社取締役会、経営会議等において審議しています。その他、主に 海外子会社を対象として、人事労務・経理・IT関連の経営基盤整備の支援を行っています。
- ② 国内において、関係会社コンプライアンス総括会議を開催し、内部統制に関する重要事項について活動状況の情報共有を行いました。また、国内外のグループ会社に対するコンプライアンス問題事例集の配付に加え、国内およびマレーシアの関係会社向けに競争法遵守や贈収賄禁止などコンプライアンスに関するセミナーを当社主催で開催するなど、当社グループの内部統制強化を図っております。
- ③ グループ会社における内部通報制度の導入および整備を進めております。
- ④ 子会社の規模や重要性を勘案して当社役職員を当該子会社の取締役や監査役として派遣し、業務執行の監督を行っています。

## 5 監査の実効性確保に関する事項

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。 監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画および監査結果を取締役会に報告しています。また、監査役は、当社の内部監査部門等ならびに国内関係会社の監査役および内部監査部門などとの連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っているほか、国内外の関係会社への往査(web会議システムを利用したリモート監査を含む)を実施しております。
- ② 当事業年度においては、8回の監査役会を開催し、監査役間の意見交換・情報共有を行いました。
- ③ 監査役会は、会計監査人より監査計画の説明を受け、重要な監査項目、監査上の主要な検討事項などについて協議しました。また、監査役会は、各四半期および通期の決算について会計監査人より四半期レビューの結果および当事業年度の監査結果、監査の品質管理体制について報告を受けるとともに意見交換等を行いました。その他、必要に応じて監査進捗状況の報告も受けております。
- ④ 監査役の要請に基づき、監査役補助使用人を2名配置しています。

以上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類等

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

				(単位:白力円)	
科目	第200期 (2022年3月31日現在)	第199期 (ご参考) (2021年3月31日現在)	科目	第200期 (2022年3月31日現在)	第199期 (ご参考) (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	502,963	429,812	流動負債	379,716	315,204
現金及び預金	65,153	84,362	支払手形及び買掛金	127,988	115,502
受取手形及び売掛金	-	191,930	短期借入金	115,000	103,523
受取手形、売掛金及び契約資産	230,326	_	コマーシャル・ペーパー	54,000	30,000
有価証券	3,257	2,923	未払法人税等	2,649	2,033
商品及び製品	59,932	38,210	製品補償引当金	3,045	4,022
仕掛品	40,116	34,512	その他	77,033	60,121
原材料及び貯蔵品	64,067	48,114	固定負債	242,097	225,222
その他	41,157	30,653	社債	40,000	30,000
貸倒引当金	△1,048	△894	長期借入金	133,120	127,094
固定資産	432,912	402,231	環境対策引当金	9,343	10,229
有形固定資産	260,163	246,744	退職給付に係る負債	43,806	44,514
建物及び構築物	246,887	235,399	資産除去債務	1,485	1,323
機械装置及び運搬具	475,919	446,936	その他	14,340	12,061
工具、器具及び備品	75,229	74,520	負債合計	621,813	540,426
土地	35,935	35,127	 (純資産の部)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,
リース資産	1,273	1,257	株主資本	266,018	260,388
使用権資産	15,078	11,390	資本金	69,395	69,395
建設仮勘定	20,074	27,108	資本剰余金	23,178	23,028
減価償却累計額	△610,235	△584,996	利益剰余金	174,346	168,542
無形固定資産	20,520	20,250	自己株式	△901	△576
のれん	573	1,450	その他の包括利益累計額	13,201	△ <b>518</b>
その他	19,947	18,799		13,201	△516
投資その他の資産	152,228	135,236	その他有価証券 評価差額金	12,446	13,929
投資有価証券	116,767	101,708	繰延ヘッジ損益	2,963	2,677
出資金	6,082	8,965	為替換算調整勘定	817	△13,295
繰延税金資産	7,899	6,948	退職給付に係る	△3,024	△3,829
退職給付に係る資産	8,127	6,859	調整累計額	△3,024	△3,029
その他	14,264	11,788	非支配株主持分	34,843	31,747
貸倒引当金	△912	△1,034	純資産合計	314,062	291,617
資産合計	935,876	832,044	負債及び純資産合計	935,876	832,044
(注) 記載全額は五万四半港を	と切やアア圭三Lっ	たいます			

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位:百万円)

P.55

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	第 <b>200期</b> (2021年 4 月 1 日から) (2022年 3 月31日まで)	第199期 (ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	930,496	811,600
売上原価	791,804	682,288
売上総利益	138,691	129,311
販売費及び一般管理費	127,263	120,881
営業利益	11,428	8,429
営業外収益	14,510	4,723
受取利息及び配当金	2,160	2,302
持分法による投資利益	9,045	_
為替差益	1,496	502
デリバティブ評価益	72	_
その他	1,735	1,918
営業外費用	6,272	7,963
支払利息	3,375	3,586
持分法による投資損失	_	893
デリバティブ評価損	_	1,167
その他	2,897	2,316
経常利益	19,666	5,189
特別利益	9,580	33,430
固定資産処分益	2,082	22,144
投資有価証券売却益	1,859	9,521
受取保険金	2,051	1,281
過年度社会負担金還付額	2,722	_
その他	864	482
特別損失	8,816	17,303
固定資産処分損	1,296	1,303
減損損失	1,489	2,542
事業構造改革費用	2,303	_
製品補償引当金繰入額	703	4,820
事業譲渡損	120	3,770
新型コロナウイルス感染症による損失	780	1,385
その他	2,123	3,481
税金等調整前当期純利益	20,430	21,316
法人税等合計	7,190	9,219
法人税、住民税及び事業税	5,673	6,047
法人税等調整額	1,517	3,171
当期純利益	13,239	12,097
非支配株主に帰属する当期純利益	3,145	2,095
親会社株主に帰属する当期純利益	10,093	10,001

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

					(単位・日月円)
科目	第200期 (2022年3月31日現在)	第199期 (ご参考) (2021年3月31日現在)	科目	第200期 (2022年3月31日現在)	第199期 (ご参考) (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	285,565	260,836	流動負債	225,824	196,958
現金及び預金	15,832	40,757	支払手形	947	787
受取手形	2,354	2,074	買掛金	80,685	77,659
電子記録債権	7,780	4,950	短期借入金	52,954	57,416
売掛金	101,984	94,043	コマーシャル・ペーパー	54,000	30,000
契約資産	6,968	_	未払金	14,319	12,561
未収法人税等	1,194	101	未払費用	16,318	15,540
商品及び製品	9,150	5,876	契約負債	1,205	_
仕掛品	18,392	16,916	前受金	-	1,480
原材料及び貯蔵品	13,296	9,448	製品補償引当金	387	387
前払費用	1,384	1,487	環境対策引当金	214	_
短期貸付金	79,391	60,783	工事損失引当金	53	127
未収入金	25,428	21,773	その他	4,737	998
その他	2,426	2,640	固定負債	199,036	183,092
貸倒引当金	△21	△18	社債	40,000	30,000
固定資産	322,811	309,284	長期借入金	127,100	119,050
有形固定資産	80,621	77,089	退職給付引当金	20,715	21,567
建物	31,706	31,684	環境対策引当金	9,333	10,208
構築物	3,459	3,491	関係会社事業損失引当金	234	638
機械及び装置	20,114	18,433	役員株式給付引当金	468	440
車両運搬具	135	125	資産除去債務	508	514
工具、器具及び備品	3,112	3,235	その他	677	673
土地	12,391	12,489	負債合計	424,861	380,051
リース資産	84	71	(純資産の部)		
建設仮勘定	9,618	7,556	株主資本	171,685	176,755
無形固定資産	12,780	11,706	資本金	69,395	69,395
ソフトウェア	12,532	11,456	資本剰余金	21,466	21,467
その他	247	249	その他資本剰余金	21,466	21,467
投資その他の資産	229,409	220,489	利益剰余金	81,684	86,430
投資有価証券	28,483	26,845	利益準備金	3,495	3,071
関係会社株式	99,432	100,947	その他利益剰余金	78,188	83,358
関係会社出資金	44,899	45,182	繰越利益剰余金	78,188	83,358
関係会社長期貸付金	64,059	50,294	自己株式	△860	△537
前払年金費用	5,517	4,843	評価・換算差額等	11,829	13,314
繰延税金資産	4,129	4,331	その他有価証券評価差額金	10,833	11,743
			繰延ヘッジ損益	996	1,570
その他	5,054	5,576	15K2 15 15KIII		,
	5,054 △22,167	5,576 △17,532	純資産合計	183,515	190,070

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位:百万円)

P.55

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	第200期 (2021年 4 月 1 日から) (2022年 3 月31日まで)	第199期 (ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	292,424	392,616
売上原価	250,922	359,618
売上総利益	41,501	32,998
販売費及び一般管理費	41,000	39,917
営業利益又は営業損失 (△)	501	△6,919
営業外収益	12,520	16,663
受取利息及び配当金	10,343	15,696
為替差益	1,504	39
その他	671	927
営業外費用	6,560	4,153
支払利息	964	1,009
貸倒引当金繰入額	4,810	2,338
その他	785	804
経常利益	6,461	5,591
特別利益	3,074	33,492
固定資産処分益	1,761	22,082
関係会社株式売却益	623	3,033
投資有価証券売却益	427	8,316
その他	261	58
特別損失	8,406	6,208
固定資産処分損	555	777
関係会社株式評価損	6,485	3,821
事業構造改革費用	759	_
その他	605	1,608
税引前当期純利益	1,129	32,875
法人税、住民税及び事業税	805	7,455
法人税等調整額	849	1,086
当期純利益又は当期純損失 (△)	△525	24,333

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

古河電気工業株式会社 取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢 野 浩 一

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 太 洋業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬 により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影 響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害 要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

古河電気工業株式会社 取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 浩 一業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 太 洋業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のな い計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成 及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを 評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監查報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第200期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報 告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けております。また、 米国での自動車部品カルテルによる損害賠償を求める集団訴訟において、当社または当社 子会社が被告となっております。加えて、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関 して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。上記は、いずれも過去の行 為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。また、 当社グループ会社に対するコンプライアンス問題事例集の配付に加え、競争法遵守や贈収 賄禁止などコンプライアンスに関するセミナーを当社主催で開催するなど、当社グループ の内部統制強化を図っていることを確認しております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

## 古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 天野 望印

常勤監査役 柏木隆宏印

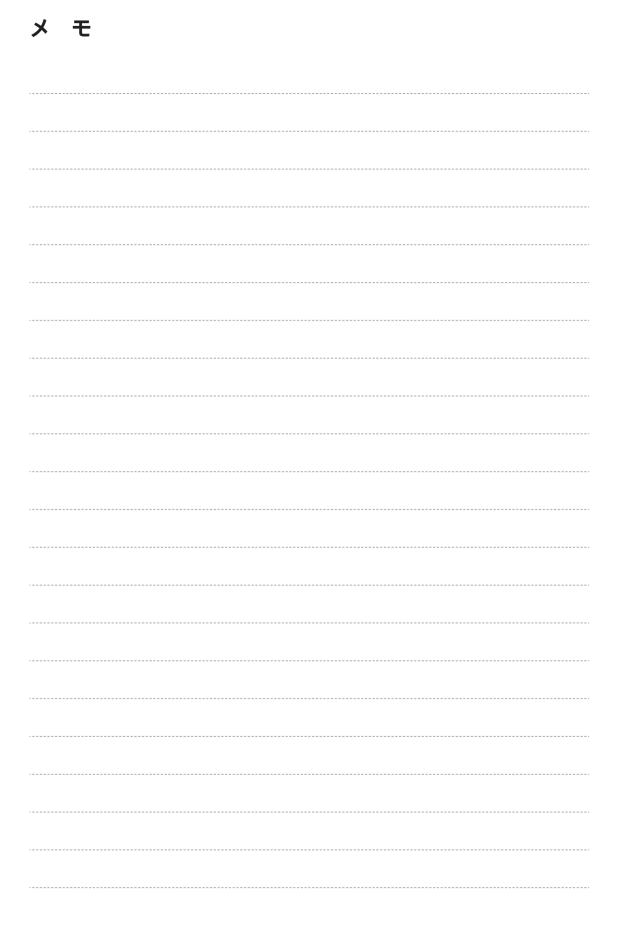
常勤監査役 溝 田 義 昭 印

社外監査役 酒 井 邦 彦 印 (非常勤)

社外監査役 (非常勤) 住 田 清 芽 印

社外監査役 (非常勤) 塩 見 崇 夫 印

以上



# テレビCM

# 「夢に挑め。古河電工」の制作・放映

当社は、企業広告として「夢に挑め。古河電工」をキャッチフレーズとしたテレビCM「夢に挑め。光ファイバケーブル篇」と「夢に挑め。総集篇」の2篇を制作し、2021年12月から2022年1月にかけて放映いたしました。

古河電工グループが、基本理念に掲げる「真に豊かで持続可能な社会の実現」に向けて、社会課題に応えるモノづくり・コトづくりにチャレンジし、試行錯誤を繰り返しながら新しい技術や製品、サービスを生み出していく姿を、数値目標に向かって努力を積み重ね、記録更新という「夢に挑む」アスリートになぞらえて表現しております。

また、特設ウェブサイトを設け、下記コンテンツを掲載しておりますので、是非ご覧ください。





CM動画2篇のほか、ウェブ限定動画や従業員を主人公とした漫画、従業員インタビュー記事がご覧いただけます。





https://www.furukawa.co.jp/cm/

**EPISODE 02** 

ウェブ限定動画「夢に挑め。電力ケーブル篇|

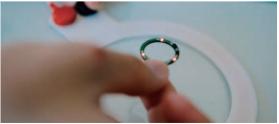




**EPISODE 03** 

▶ ウェブ限定動画「夢に挑め。Tellumino<sup>®</sup>篇」





## 株主の皆様へ

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき ますようお願い申しあげます。
- 株主総会の模様をライブ配信いたします。
- ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

# 株主総会 会場略図



# 2022年6月23日 (木曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時)

開催 場所

# 当社 18階 会議室

東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー

昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申しあげます。

### 最寄駅のご案内

### ▶地下鉄

## 「大手町駅」

B9a 出□ 直結

東京メトロ:東西線・丸ノ内線

半蔵門線・千代田線

都営地下鉄:三田線

## 「日本橋駅」

A1 出口から 徒歩約5分

東京メトロ:東西線・銀座線

都営地下鉄:浅草線

# 「三越前駅」

B2 出口から 徒歩約3分

東京メトロ:半蔵門線・銀座線

### ►JR線

# 「東京駅」

日本橋□ から 徒歩約2分

八重洲北口 から 徒歩約5分

※駐車場のご用意はございません。

# 常盤橋タワー 受付は「2階」です 日本橋三越本店 日本ビルヂンク 三越前駅 首都高速都心環状線 朝日生命 大手町ビルールボ B9a直結 大手町駅 永代道的 丸の内 日本橋駅 日本橋口 鉃鋼ビルディング 丸の内 コレド日本橋 タワー本館 東京駅 鉄鋼ビルディング南館 さてら通り 八重洲北口 日本橋髙島屋S.C. 八重洲通り

# 古河電気工業株式会社

https://www.furukawa.co.jp/







見やすく読みまちがえにくい 環境に配慮したFSC<sup>®</sup>認証紙と植物油インキを ユニバーサルデザインフォント 使用しています。 を採用しています。